

# 官報

號外 昭和二十一年九月二十四日

## 貴族院議事速記録第三十五號

○第九十四回  
帝國議會

昭和二十一年九月二十三日(月曜日)午前十時九分開議

[参照]

政府委員  
内閣事務官 伊藤 佐君  
商工省所管事務政府委員  
石炭廳長官 脊 禮之助君  
模様受領セリ

議事日程 第三十五號  
昭和二十一年九月二十三日

午前十時開議

第一 復興金融金庫法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第二 臨時物資需給調整法案(政府提出、衆議院送付) 第二讀會

第三 地方競馬法案(衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

労働關係調整法案

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ  
請願委員會特別報告第六號

昨二十一日昭和十九年度第一豫備金支  
出の件(承諾ヲ求ムル件)特別委員會ニ  
於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ  
如シ

右の政府提出案は本院において可決  
した、因つて議院法第五十四條によ  
り送付する。

昭和二十一年九月二十一日

貴族院議長公爵徳川家正殿

委員長 男爵高崎 弓彦君  
副委員長 子爵藤井 兼誼君

復興金融金庫法案

復興金融金庫法

第一條 復興金融金庫は、經濟の復  
興を促進するため必要な資金で他  
の金融機關等から供給を受けるこ  
とが困難なものを作成することを  
目的とする。

○議長(公爵徳川家正君) 其ノ他ノ報  
告ハ御異議ガナケレバ朗讀ヲ省略致シ  
マス

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領  
セリ  
復興金融金庫法案  
臨時物資需給調整法案  
同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第十九回  
帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通

復興金融金庫は、法人とする。  
第二條 復興金融金庫は、主たる事  
務所を東京都に置く。

復興金融金庫は、復興金融委員會  
の承認を受けて、必要の地に從  
たる事務所を設置し、又は銀行そ  
の他の者に業務の一部を取り扱は  
せることができる。

復興金融委員會に関する規程  
は、勅令でこれを定める。

第三條 復興金融金庫は、  
百億圓とする。

第四條 政府は、百億圓を復興金融  
金庫に出資しなければならない。  
政府は、その出資額に對して、  
設立の當初において四十億圓を拂  
ひ込み、その殘餘は、復興金融委  
員會の定めるところにより、これ  
を拂ひ込むものとする。

第五條 復興金融金庫は、定款を以  
て、左の事項を規定しなければな  
らない。

第六條 復興金融金庫は、定款を以  
て、左の事項を規定しなければな  
らない。

第七條 復興金融金庫には、所得  
稅、法人稅及び營業稅を課さな  
い。

第八條 復興金融金庫について解散  
を必要とする事由を發生した場合  
において、その處置に關しては、  
別に法律でこれを定める。

第九條 復興金融金庫でない者は、  
復興金融金庫又はこれに類似する  
名稱を用ひることができない。

第十條 復興金融金庫に、役員とし  
て、理事長副理事長各一人、理事  
二人以上及び監事一人以上を置

九 公告の方法

定款の變更は、復興金融委員會  
の承認を受けなければ、その效力  
を生じない。

前項の規定により登記を必要と  
する事項は、登記した後でなけれ  
ば、これを以て第三者に對抗する  
ことができない。

第六條 復興金融金庫は、勅令の定  
めるところにより、登記しなけれ  
ばならない。

前項の規定により登記を必要と  
する事項は、登記した後でなけれ  
ば、これを以て第三者に對抗する  
ことができない。

第十一條 理事長は、復興金融金庫を代表し、その業務を總理する。

副理事長は、定款の定めるところにより、復興金融金庫を代表し、理事長を輔佐して復興金融金庫の業務を掌理し、理事長に事故のあるときはその職務を代理し、理事長が缺員のときはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、復興金融金庫を代表し、理事長及び副理事長を輔佐して復興金融金庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長共に事故のあるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長共に缺員のときはその職務を行ふ。

行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、復興金融金庫を代表し、理事長及び副理事長を輔佐して復興金融金庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長共に事故のあるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長共に缺員のときはその職務を行ふ。

理事は、復興金融金庫の業務を監査する。

第十二條 理事長、副理事長、理事及び監事は、復興金融委員會の推薦に基いて、政府が、これを任命する。

理事長、副理事長、理事及び監事は、復興金融金庫の業務を監査する。

第十三條 理事長、副理事長及び理事の任期は、復興金融委員會の定めるところによる。

第十四條 理事長、副理事長及び理事の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十五條 復興金融金庫は、設立の日から三年を経過した後は、あらたに資金の融通、債務の引受けたときは、その承認を受けたときには保證又は社債の應募若しくは保証又は延長することができる。

事は、他の職業に從事することができない。但し、復興金融委員會の承認を受けたときは、この限りでない。

第三章 業務

第十五條 復興金融金庫は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行ふ。

一 資金の融通

二 債務の引受け又は保證

三 社債(特別の法令によつて設立された法人で會社でない者の發行する債券を含む。以下これに同じ。)の應募又は引受

四 前各號の業務に附帶する業務

前項第一號の資金の融通は、復興金融金庫を振出しとする約束手形の交付又は爲替手形の引受けにより、これをすることができる。

前項第二號の資金の融通は、復興金融金庫を發行するため、一時前條の規定により引き受け、又は保證した債務の履行のため、復興金融債券を發行することができる。

前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

引受をすることができない。

前項の期間は、復興金融委員會の承認を受けて、これを短縮し、又は延長することができる。

第四章 復興金融債券

第五章 會計

第六章 監督

第七章 附則

第八章 附則

第九章 附則

第十章 附則

第十一章 附則

第十二章 附則

第十三章 附則

第十四章 附則

第十五章 附則

第十六章 附則

第十七章 附則

第十八章 附則

第十九章 附則

息については五年で完成する。

第二十三條 この法律に規定するものを除く外、復興金融債券に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第二十四條 復興金融金庫の事業年度は、四月から翌年三月までとする。

第二十五條 復興金融金庫は、毎事業年度の事業計畫及び經費の豫算を定め、事業年度開始までに、これを復興金融委員會に提出して承認を受けなければならない。これらを重大的な變更を加へようとするときも同様とする。

第二十六條 復興金融金庫は、毎事業年度に財產目錄、貸借對照表、損益計算書及び復興金融委員會の定める統計書類を作成し、毎事業年度經過後二箇月以内に、これを復興金融委員會に提出して承認を受けなければならない。

第二十七條 復興金融金庫及び復興金融委員會は、前項の規定による承認をしたときは、その財產目錄、貸借對照表、損益計算書及び統計書類を附して、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第二十八條 復興金融金庫及び復興金融委員會は、主務大臣が、これと認めたときは、當該官吏に復興金融金庫の業務及び財產の狀況を監督する。

第二十九條 主務大臣は、必要があると認めたときは、當該官吏に復興金融金庫の業務及び財產の狀況を検査させることができる。

第三十條 政府は、復興金融金庫の役員が法令若しくは定款に違反し、又は公私を害する行爲をしたときは、これを解任することができる。

第三十一條 主務大臣は、必要があると認めたときは、勅令の定めるところにより、左の各號に掲げる者からその業務及び財産の狀況に關し報告を徵し、又は當該官吏にその業務の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せることができる。

第三十二條 復興金融金庫は、設立の日から三年を経過した後は、あらたに資金の融通、債務の引受けたときは、その承認を受けたときには保證又は社債の應募若しくは保証又は延長することができる。

第三十三條 復興金融金庫は、第一項の規定を受けた者

二 復興金融金庫により債務を引き受けられ、又は債務を保證された債務者



固定シナケレバナラナイモノモ存スル  
譯デアリマス、特ニ中小企業、或ハ今  
後育成ヲ圖ラナケレバナラナイ農村ノ  
工業ノ如キニ至リマシテハ、特段ノ注  
意ヲ要スル次第デゴザイマス、政府ハ  
斯カル見地カラ豫テ特殊ノ金融機關ヲ  
設ケマシテ、以テ産業ノ復興ヲ促進ス  
ル意圖ヲ抱イテ、其ノ研究ヲ續ケテ居  
ツタ次第デアリマスガ、今回之が成案  
ヲ得マシタノデ、茲ニ此ノ法案ノ御審  
議ヲ願フ次第デゴザイマス、本法案ニ  
依リマス復興金融金庫ハ其ノ第一條ニ  
記シテ居リマス通り、經濟ノ復興ヲ促  
進スル爲必要ノ資金デ、他ノ金融機關  
等カラ供給ヲ受ケルコトガ困難ナモノ  
ヲ供給スルコトヲ目的トスル次第デア  
リマス、固ヨリ是ハ整理機關デハアリ  
マセヌ、又救濟機關デモゴザイマセ  
ヌ、又從來ノ金融機關、例ヘバ興業銀  
行デアリマストカ、普通銀行デアリマ  
ストカ等ト競争ノ立場ヲ占ムモノデ  
モゴザイマセヌ、本金庫ハ飽ク迄金融機  
關デアリマスト同時ニ、一般ノ金融機  
關ノ爲シ得ナイ金融ヲ國家的見地カラ  
之ヲ分擔シ、企業ノ再建育成ニ努メル  
使命ヲ持ソモノデゴザイマス、本金庫  
ハ以上ノ如キ性質ヲ有スルモノデゴザ  
イマスカラ、其ノ新タナ業務ヲ行フ期  
間ハ設立ノ時カラ三年ニ限リマシテ、  
取敢ズ百億圓ト致シマシテ、其ノ全額

ヲ政府ヨリ出資致シマシテ、内四十億圓ヲ設立ト同時ニ拂込ムコトニ致ス次外、資本金百億圓ノ限度内ニ于テ復興金融債券等ヲ發行致シマシテ之ヲ賄ヒマス、又金庫ノ運營ニ關シマシテハ、別ニ復興金融委員會ヲ設ケマシテ其ノ基本方策ヲ決定スルト共ニ、役員ノ選任及ビ日常ノ金庫ニ關スル監督等を殆ド擧ゲテ之ヲ同委員會ニ委ネマシテ、以テ其ノ民主的經營ヲ確保セムト致ス次第アリマス、尙比ノ法律案ノ提案ニ先立チマシテ、既ニ八月一日カラ日本興業銀行ヲシテ本金庫ガ行フノト同趣旨ノ特別ノ融資ヲ實施サセテ居リマス、是ハ復興金融金庫ガ設立致サレマシタ曉ニハ、其ノ機能ヲ本金融庫ニ繼ぐコトニ相成ル次第アリマス、而シテ日本興業銀行カラ特別融資ノ融通ヲ受ケテ居リマス債務者ニ對シマシテハ、本金庫カラ其ノ債務ノ現存額ト同額ノ融資ヲ本金庫カラ致シマシテ、日本興業銀行カラノ特別融資ノ辦理由ヲ簡単デゴザイマスガ、御説明申上ゲマシタ次第デゴザイマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛フ賜ハラムコトヲ御願ヒ致ス次第アリマス

タ復興金融金庫法案ハ、我ガ國ノ經濟界ノ再建ヲ促進スル爲必要ナ資金ヲ確保シ、供給シ、以テ民生ノ安定ニ資スルコトヲ目的トスルト云フコトデアリマスルガ、吉田内閣ハ民主主義ノ新日本建設ヲ以テ其ノ重要ナル目的トセラレテ居ル管アリマスルカラ、經濟再建ニ當ツテ其ノ施策ハ民主的方面ニ副ツテセラルベキモノト思ヒマスルガ、本金庫ノ構想ト其ノ運營方針ハ今日迄新聞紙上、其ノ他伺ツテ居リマスル政府ノ御説明ニ依リマスルト、民主主義トハ縁ガ遠ク、依然トシテ獨善的官僚統制ノ色彩ガ濃イヤウナ感ジガ致マスルシ、殊ニ其ノ出資ガ全部政府ノ出資ニナツテ居リマスルノデ、其ノ運營如何ニ依ツテハ、再び日本興業銀行ヤ、戰時金融金庫、其ノ他戰時申軍需金融ノ過去ノ損失ヲ國民ノ負擔ニ於テ尻拭ヒヲシナケレバナラヌヤウニナル縣念ガ非常ニアル思フノデアリマス、殊ニ今後モ不良貸出ガ生ジタ場合ニハ、國民ノ負擔デ之ヲシナケレバナル縣念ガアルノデアリマス、其處デ是等ニ觀點カラ、此ノ法案ノ内容ニ付キマシテ若干ノ政府ノ御所見ヲ伺ヒタイト存ズル次第デザイマス、第一ニ復興金融金庫ハ、日本興業銀行ト表裏一體ヲナシテ居ルト云フ御説明ヲ私ハ新聞紙上等デ拜見シテ居ルノデアリマスルガ、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、第二日本興業銀行ガ政府ノ出資ニ於テ

スルガ、殊ニ石橋藏相ハ日本興業銀行ダケハ助ケタイト云フヤウナ御意見ヲ持ツテ居ラレルト云フコトモ仄聞シテ居リマスルガ、勿論此ノ日本興業銀行ガ救濟セラレルコトハ、日本ノ財界ノ爲ニモ、亦此ノ銀行ノ爲ニモ非常ニ結構ナコトデハゴザイマスガ、戰時中軍閥官僚ト一體トナツテ軍需金融ヲ専念シ、果ハ民間ノ普通銀行ヲ道連ニシテ之ヲ行ツテ來タ日興業銀行ガ、若シ軍需金融ガ惡イモノトスルナラバ、又ソレが處罰の意味ニ於テ補償打切りシタモノトスルナラバ、民間ノ銀行ニ優先シテ之ガ救濟セラレル理由ガナシモノト忠フノデアリマシ、或ハ「インフレーション」ノ問題カラ申シマシテモ、此ノ戰時補償ノ打切ニナツタドヲフ建前カラ、此ノ運用ノ如何ニ依ツテハ其ノ目的ヲ達シナイヤウニナル懸念モアリマスルノデ、此ノ復興金融金庫ノ運營ニ付テハ餘程今迄ノ御説明トハ違ツタ方法デヤツテ戴ク方ガ、其ノ目的ヲ達スルノデヤナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、即チ從來ノ接觸面ノ廣サ、或ハ日本ノ財界ニ對スル影響力カラ申シマシテモ、經濟的ニモ社會的ニモ先づ第一ニ注ガケレバナラヌモ思フノデアリマス、復興金融金庫ハ銀行其ノ他ノモノニ業務ヲ一部取扱ハセルコトガ出來ルコトニナツテ居リマスガ、其ノ煩雜ニ事務ヲ無償デ銀行ノ

窓口ニ代行サセ居ルノガ現在ノ實情  
デアリマスルガ、ソレハ利用デ、ハナク  
シテ搆取デアルト私バ思フノデアリマ  
ス、將來若干ノ手數料ヲ拂フト云フヤ  
ウナ御考モアルヤウニ聞イテ居リマス  
ルガ、手數料デスマスノデハ眞ニ是等  
ノ人ト機構トヲ心カラ協力サセル所以  
デハナイト思フノデアリマス、國民ノ稅  
金カラ成ツタ此ノ金庫ノ出資金ヲ日本  
興業銀行ノ機構ニ唯獨占セシメルヤウ  
ナコトガナク、金庫ヲシテ大藏  
省預金部ノ如ク、其ノ資金ヲ全國ニ有  
力ナ、而シテ廣範ナ機構ト練達セル、  
熟練セル從業員ヲ持ツテ居リマス普通  
銀行ニモ供給シテ、是等ヲ活力シテ、  
而シテ新日本建設ノ爲ノ產業ノ活潑ナ  
ル復興ニ役立テルヤウニセラレルコト  
ハ出來ナイデアリマセウカ、其ノ點ヲ  
伺ヒタイト思ヒマス、第二ニ復興金融  
金庫ハ、他ノ金融機關等カラ供給ヲ受  
ケルコトガ困難ナルモノヲ供給スルコ  
トヲ目的トスルトアリマスルケレド  
モ、他ノ金融機關ガ供給スルコトノ出  
來ナイ金融ト云フノハ一體ドウ云フモ  
ノデアリマセウカ、先づ他ノ金融機關  
ニ資金ガ足リナイト云フ場合デアリマ  
ス、此ノ場合ニハ金庫ガ大筋ノ方針ヲ  
定メテ、他ノ金融機關ニ資金ヲ供給  
シ、其ノ詳細ニ付シハ、當面ノ機關ガ  
自己ノ責任ト判断ニ依ツテ、ソレ等ノ  
機關ガ直接取引先ノ事情ニモ通ジテ居  
リマスノデアリマスカラ、極メテ迅速  
妥當ナ金融ガ出來ル筈デアリマス、又

其ノ方ガ、官僚的ナ繁文禪禮ヲ省イ  
テ、迅速ニ、妥當ニ其ノ目的ヲ達スル  
コトガ出來ルノデハナイカト思フノデ  
アリマス、次ニ探算因難ナモノ、ト云  
フ場合デアリマスルガ、既ニ補償ニ類  
スルモノハ全部打切ニナツタ筈デアリ  
マス、經濟的ニ成立タナイ金融ハ、斯  
ウ云フ金庫ノヤウナモノノ取扱フ性質  
ノモノデハナイト思フノデアリマス、  
抑ニ今日迄國策ノ名ニ於テ政府ガ探算  
ノ取レヌ無理ナ事業ニ資金ヲ供給スル  
コトヲ、民間ノ金融機關或ハ特殊銀行  
ニ強ヒタ爲ニ、今日ノ大キナ國民ノ負  
擔ニナツテ居ル事實モ多クアルノデア  
リマス、又日本ノ金融史ヲ顧ミマシテ  
モ、從來國策ノ名ニ依ル不良貸出ガ、  
政府ヤ政黨ノ手ニ依ヅテ、民間ノ其ノ  
他金融機關ニ押付ケラレル爲ニ、預金  
者デアル大衆ニドレダケ迷惑ヲ掛ケタ  
カ枚舉ニ違ガナイ次第デアリマス、混  
亂ノ日本ハ永世平和ヲ國是トスルニ至  
ツタノデアリマシテ、農業ニ於テモ適  
地適作ヲ理想ト致シテ居リマス、他ノ  
產業ニ於テモ固ヨリ斯クアルベキダト  
思フノデアリマス、探算ヲ無視シテ自  
給自足ヲ固執スルコトハ、決シテ平和  
的産業政策デハアリマセヌ、況シテ其  
ノ爲ニ當然覺悟スベキ損失ヲ、國民ノ  
負擔ニ於テ爲スヤウナ結果ニナリマス  
コトハ、最早國民ノ承服シ得ル所デハ  
ナイダラウト思フノデアリマス、又政  
府ハ衆議院ノ委員會ニ於テ將來輸出貿  
易等ニ必要ナ事業ダケレドモ、差當リ

有利デナイ、採算ノ取リ難イ事業へ先ニ融資スルト云フヤウナ例ヲ擧ゲテ説明シテ居ラレマスガ、私ハ斯ウ云フ考ハ官僚獨善ノ良イ例デヤナイカトサヘ思フノデアリマス、明治維新以來ノ日本ノ産業史ヲ見マシテモ、如何ニ民間ノ金融事業ニ從事スル者ハ、政府ノ産業ノ育成、保護政策ニ劣ラズ、多クノ事業ヲ長イ間年月ヲ掛ケテ育テ來タカラ明ニサレルデアルカトサヘ思フノデアリマス、一ツノ事業ガ、其ノ將來如何ニナルカ、其ノ將來性ニ付テ、經濟的ニ又國際的ニ有利デアルカドウデアルカヲ、有望デアルカドウデアルカヲ判断スルコトニ於テ、民間ノ經濟人ノ良識ヲ餘り低ク評價サレナイヤウニ願ヒタイト思フノデアリマス、殊ニ此ノ復興金融金庫ノ存續年限ハ三箇年トナツテ居ルノデアリマスガ、三年ヤ五年事業ノ將來ノ有望性ヲ判断出來ルト思ハレルコトガ抑々ヨカシイト思フノデアリマス、更ニ政府ガ屢々言明サレタ如ク、最モ力ヲ注ガナケレバナラナイ中小商工業ニ對スル金融、或ハ農漁村、殊ニ水產金融、ソレ等ノモノニ至ツテハ、是等ト直接接觸シ、其ノ事情ニ能ク精通シテ居ル者デナケレバ、迅速ニ、サウシテ妥當ナ融資ノ資金ノ運營へ出來ナインデアリマス、形式上ハ一應或限度ヲ限ツテ代行機關ノ權限ニ委セルト致シマシテモ、結局中央集權のデアル官僚的デアル是等ノ復興金融金庫ノヤウナ性質ノ機關デハ、迅速ニ妥當ニ金

融ヲスルコトハ不可能アリマス、ソレハ今迄モ幾ラモアツタ例デアリマシテ、融資ヲ受ケル方ガ非常ニ惱マサレテ居ツタ次第デアリマス、此ノ、他ノ金融機關等ノ供給困難ナモノ、ト云フ此ノ點ハ、本金庫ノ最モ大キナ危険ナ穴デアリマスルカラ、禍根ヲ將來ニ胎シ、國民ノ負擔ト再ビナラヌヤウニ其ノ判定ノ基準ヲ明カニシテ戴キタイト思フノデアリマス、第三ニ復興金融融庫ハ復興金融委員會ヲ設ケテ、其ノ運營上ノ大キナ權限ヲ與ヘルコトニナツテ居ルノデアリマスルガ、凡ソ委員會ト云フモノハ如何ニ達識練達ノ士ヲ集メテ構成サレマシテモ、實行機關ニ取ツテハ結局責任回避ノ具トナリ、能率の運營ノ障碍トナルコトハ、今迄ノ、又現在ノ例ニ照シテモ胆力ナ所デアリマス、日本ノ金融機關ノ經營者ノ責任ハ明治以來多クノ金融界ノ波瀾ヲ經マシテ、漸ク昭和二年ノ金融恐慌以後初メテ重役ノ私財提供トノフ不文律ガ出來テ、金融機關經營者ノデアリマス、然ル爾來未ダ二十年モ経ス今日此ノ不文律ハ無視セラレ、今日ノ金融界ノ趨勢デハ金融機關經營者ノ無責任が通ラウトシテ居ルコトハ、眞ニ我が金融界ノ指導部ガ終戦イ人々ガ今尙其ノ地位ニ晏如タルヲ見テ

モ明カデアルト思フノデアリマス、此ノ際政府自ラスクノ如キ責任ノ明カデトニナリハセヌカト思フノデアリマス、復興金融金庫ノ最終ノ責任ハ誰ガ負フベキモノデアリマセウカ、サウシテ金融機關ノ責任者デアル以上ハ、退職後モ其ノ在職中ノ不良貸付ニ對スル責任ハ終身負フベキモノト規定セラルベキデハナイカト思フノデアリマス、第四ニ復興金融金庫ノ如キモノノ存在ハ飽ク迄應急的ノモノデアル筈デアリマシテ、是ハ石橋藏相ノ御説明ニモアリマシテ、一時的ノモノダト云フ御話デアリマスガ、サウ致シマスレバ、我ガ國ノ產業界ヲ根本的ニ復興セシメル爲ニハ、全國ニ五千餘ノ店舗ヲ有シ、三十萬人以上ノ從業員ヲ持チ、千億圓ニ垂ソントスル預金ヲ吸收スル能力ヲ持ツテ居リマシタ普通銀行ヲ再建スル所ニアルノダト思フノデアリマス、此ノ普通銀行ノ再建ト之ニ伴ツテ當然改革セネバナラヌ將來ノ銀行法ノ形態ニ對スル政府ノ御豫想ハ如何ナモノデアリマセウカ、今日我ガ國ノ普通銀行ガ直面シテ居リマス問題ハ、我ガ國產業資本ノ需給ノ事情カラ、從來モ甚ダ困難デアツタ英國式商業銀行主義ヲ、更ニ今後モ墨守シテ行ツテ、果シテ存續シテ行クコトガ出來ルカドウカト云フ問題デアリマス、御承知ノ如ク我ガ國ノ普

通銀行ノ運營資金ノ大部分ハ、普通預定期預金ニ短期資金ニ依存シテ居タ點ガ我ガ國普通銀行、即チ商業銀行ノ特徴アリマス、然ルニ今日日本ノ大衆ガ直面致シマシタ貨幣價値ニ對スル信賴ノ喪失ハ、今後ノ定期預金ノ吸收ヲ困難ナラシタルノミナラズ、一般ノ預金モ其ノ安定性ハ從来ノ如クデハナイト思フノデアリマス、即チ今後ノ日本ノ經濟界ヲ、從來ノ如キ關稅壁壘ヲ設ケルトカ、其ノ他ノ保護政策ニ依ツテ、世界市場カラ絶ツコトハ出來ナイノデアリマセウシ、又國民モ經濟的ニ世界ノ事情ニ自覺メテ參リマセウシ、貨幣價値ニ對スル影響力ニ對シテ、非常ニ敏感ニナルト思フノデアリマス、サウシテ大衆ノ貨幣價値ニ對スル觀念ガ、從來トハ甚ダシク違フモノトナルト致シマスレバ、若シ普通銀行ガ、今後ノ經營ヲ從來ノ如ク、其ノ資金ノ大部分ヲ預金ニ依存シテ行カウト考ヘテ行クナラバ、ソレハ餘リニ安易ナ考ヘ方ニ過ギルダラウト思フノデアリマス、更ニ我ガ國ノ資本主義經濟ノ發達ガ未熟ニアタ爲カ、マダ日本ニハ眞ノ資本家ト云フモノガナク、大小財閥ヲ初メ、事業資金ノ供給者ガ、孰レモ金主的ノ觀念ヲ持ツテ居リマシテ、事業ヲ私物化

日本經濟ノ封建性ノ重大ナ原因デアツ  
タラウト思ヒマス、此ノ金主的觀念ハ  
等ノ間ニ於テ、有ラユル國策會社、營  
團統制會社等ヘ、國家資本ヲ背景ニシ  
テ相率ヒテ入り込ンデ、能率的ナ日本  
經濟活動ノ運營ヲ妨ゲテ居ツタノモ、  
實ニ此ノ金主的ナ錯覺ニ陥ツタ結果タ  
ラウト思フノデアリマス、今ヤ大小ノ  
財閥ガ力ヲ失ヒマシテ、資金ガ餘り筋  
ノ善カラヌ方ニ偏在シツ、アリマス  
時、特ニ健全ナル事業ガ民主的資金ノ  
供給ヲ民間ノ銀行ニ期待スルヤ切ナル  
モノガアルノデアリマス、金融界ヲシ  
テ速カニ官僚統制ノ纏絆カラ脱セシメ  
ルト同時ニ、今日ノ事態ヲ招キマシタ  
指導者ノ全面的更迭ヲ必要トスルコト  
ガ、金融整備、再建整備デアリマス、  
ソレ等ノ法案ニ依ツテ或ハ實現スルヤ  
ウニモ想像セラレルノデアリマ  
スガ、更ニ特殊銀行ト云フガ如  
キ特權的存在ヲ廢止シマシテ、  
全國ノ銀行ニ一律平等ニ債券ノ起債ヲ  
許シ、證券事務ノ取扱ガ出來ルヤウナ  
コトニ致シマシテ、以テ長期資金ノ給  
源ヲ與ヘテ、活潑ナル産業ノ復興ニ資  
スルヤウニセラレルコトガ、民主的日  
本經濟再建ノ要諦デアラウト思フノデ  
行制度ノ改革、銀行法改正法案ヲ速カ

ニ御提出ナサル御用意ガアリマセウ  
カ、最後ニ私最モ不思議ニ思ツテ居リ  
マスノハ、戰時中蔭デハ不平ヲ言ヒナ  
ガラモ、軍閥官僚ノ頤使ニ甘ンジテ居  
壓ヲ加ヘテ今日ノ事態ヲ惹キ起シマシ  
タ實質的責任者デアル當時ノ中堅官僚  
ナサハ鬼ニ角ト致シマシテ、斯ク迄強  
ノ法案ヲ作ラレルコトアリマス、元  
來日本ニ於ケル產業「トラスト」ノ特  
徴ハ國運ノ發展、數次ノ戰勝ニ依ソテ  
起ツテ參リマシタダケニ、財閥ガ軍閥  
官僚ト一緒ニナツテ居ル點ガ特徴デア  
リマスルガ、今若シ再び金融界ガ獨裁  
的官僚統制ノ殘滓ヲ見逃シテ居リマス  
ルナラバ、資本ノ民主化ハ期スルコト  
ガ出來ナイト思ヒマスルシ、資本ノ民  
主化ナクシテ産業ノ民主化ハ絕對ニマ  
リ得ナイト思フノデアリマス、勿論此  
ノ困難ナ敗戦後ノ經濟界再建ニハ、好  
ムト好マザルトニ拘ラズ、益々計畫性  
ヲ必要トルニ至ルコトハ明カデアリ  
マスルガ、其ノ計畫性ハ飽ク迄民意ヲ  
發動ニカナケレバ、ナラメト思ヒマス、  
具體的ニハ官僚勢力ノ溫存ニ過ギナイ  
特殊銀行、統制會社、營團等ヲ、單ニ  
現在行ハレテ居リマスル如ク、看板ダ  
ケヲ塗リ變へテ済マスト云フヤウナコ  
トヲセズニ、人事ニ於テモ官僚色ヲ一  
掃シテ、以テ經濟界ノ民主化ニ徹セラ  
レルコトガ必要デアラウト思ヒマス、  
前述ノ四項目ニ亘ル私ノ質疑モ、此ノ

○國務大臣（石橋湛山君）　只今ノ西男爵ノ御質問ノ第一點ハ、復興金融金庫ト日本興業銀行等ガ表裏一體ダト云フコトダガドウ云フ譯カト云フ御尋ナテアリマシタガ、是ハ新聞ニトウ云フ、何慮カラドウ出タノカ知リマセヌガ、何カラ日本興業銀行ト表裏一體ダト云フ新聞記事ガ暫ク以前ニ出タコトヲ私ハ見シタガ、政府カラ未ダ曾テ復興金融金庫ト日本興業銀行トガ表裏一體ニ經營サレルト云フヤウナコトヲ申シタコトハゴザイマセヌシ、又左様ナ經營ヲ致ス積リハゴザイマセヌ、況シテ此ノ復興金融金庫ニ依ツテ日本興業銀行ヲ救フトカ云フヤウナ意圖ハ全然持ツテ居リマセヌ、又私ガ日本興業銀行ダケハ救ヒタイト申シタ云フヤウナ御言葉ガアリマシタガ、私ハ左様ナコトヲ申シタコトハゴザイマセヌ、金融機關ヲ再建ハ提案ガ遲レテ居リマスガ、單ニ普通銀行等デゴザイマシテ、是等ノモ日本興業銀行ダケト云フコトデナク、御詫ノ如ク最モ重點ヲ置クノハ現在ノノガ政府ノ念願デゴザイマス、日本興業銀行モ若シ存續スルトスレバ、或ハノヲ速カニ整備シ再建致シタイト云フカト云フ點ヲ、政府ノ御方針ヲ伺ツテ居ル次第アリマス（拍手）

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

庫トハ全然別個ノモノデ、出來タトモ復興金融金庫ガ日本興業銀行ノ第二銀  
行ニナルト云フヤウナコトハ全然ザイマシテモ別個ノモノデゴザイマス、  
イマセヌカラ、其ノ點ハ若シ左様ナ謂解ガアルトシタラバ御一掃願ヒタイ、  
デアリマス、從ツテ復興金融金庫ノ資  
金ヲ利用スルコトヲ興業銀行ニ獨占ナシメルト云フヤウナコトモゴザイマヌ、  
ト申シテモ、無論他ノ銀行、興業  
銀行ニモ勸業銀行ニモ、色々窓口等ニ  
於テ手傳ツテ貰ハナケレバナラヌトコトハ、是ハ事實デアルト思ヒマガ、  
其ノ外普通銀行等ニ付テモ必要  
限り手傳ツテ貰ヒタイノデアリマシ  
テ、其ノ場合ニハ無償デソレ等ノ銀行  
ヲ利用スルト云フコトハ、無論致  
イ積リデアリマスガ、何レニ致シマシ  
テモ、斯様ナ復興金融金庫ノ經營ラ  
ウスルカ、ドウ云フ窓口ヲ使ヒドウフ  
ルカト云フコトハ、無論政府ニ於テチ  
體ノ案ヲ持ツテ居リマスケレドモ、併  
シ尙ソレ等ノ方針ニ付キマシテハ復興  
金融委員會ニ於テ決定スルコトニ致  
テ居ル譯ナアリマス、其ノ委員會ノ委  
員ニ適當ナ方ニ御就任ヲ願フコトニナ  
リマスレバ、私ハ今ノ御尋ノ第一點  
如ギ缺點ハ之ヲ解除スルコトガ大  
來ルモノト信ジテ居リマス、次ニ  
復興金融機關ハ、他ノ金融機關等  
カラ供給ヲ受ケルコトノ出來ナシ  
金融ヲスルト云フ御尋デゴザイマス、  
コトダント云フ御尋デゴザイマス、

是ハ先程ノ説明ノ中ニモチヨツト申上  
ゲテ置キマシタヤウニ、國家ノ經濟上  
必要デアリ、又將來有望デアル事業デ  
アリマシテモ、今日ノ如キ場合デアリ  
マスカラ、其ノ事業ノ育成ニ相當ノ時  
日ヲ要スルトカ、或ハ資材其ノ他ノ關  
係ニ差當ツテハ操業度ガ低イトカ、又  
先程御質問ノ中ニ御指摘ガアリマシタ  
ヤウニ、實際ニ於テ今日ノ狀況ハ將來貿  
易ガ再開サレタ場合ニ海外ノ商品ニ壓倒  
サレルト云フ懸念ノアルモノモアルノデ  
アリマス、實際今日ハ必要デアルケレド  
モ、左様ナ懸念ノアルモノハナイデハ  
ゴザイマセヌ、是ハ必ズシモ自給自足  
經濟ヲ目途トシテノ意味デハナク、差  
當ツテノ經濟上ニ於テ事實左様ナモノ  
ガ存スルノデアリマス、例ヘバ肥料ノ  
如キデモ其ノ一ツノ例カト思フノデア  
リマス、是ハ無論今後ノ經營ヲ宣キシ  
テ、左様ナ懸念ノナイヤウニ致サナケ  
レバナラヌ譯デアリマスガ、現狀ニ於  
テハ相當サウ云フ懸念ヲ抱ク人ガアル  
ノデアリマス、斯様ナモノガアリ、又  
中小企業ノ如キモ從來ウマク行ツテ居  
ツタカ、從來普通ノ金融機關デ以テ中  
小企業ノ金融ガウ、マク行ツテ居ツタカ  
ト云フト、行ツテ居ツタ部分モ無論ア  
シテ、サルガ故ニ中小企業者カラ屢々  
金融上ノ苦情モ生ズル譯デアリマス、  
況シヤ斯様ナ經濟ガ不安定ナ、遺憾ナ  
ガラ未ダ不安定デアリマスカラ、其ノ

際ニ於テ矢張リ一般ノ金融機關デハ金  
融ノ出來ナイト云フ事業ノ生ズルコト  
ガ十分想像出來ルト考ヘルノデアリマ  
ス、從來ノ斯様ナ經濟界ノ波瀾ノ場合  
ヲ考ヘテ見マシテモ、甲乙丙丁、同ジ  
普通銀行デアリマシテモ幾ツカノ銀行  
ガアルコトニ依ツチ、ヤウヤツト數ハ  
レタト云フ事業ハ隨分ゴザイマス、三  
ツ四ツノ銀行ト取引シテ居ツタガ、其  
相當立派ナ企業モ、今日アル企業デ左  
ニ一ツノ銀行ガ特別ニ面倒ヲ見テ吳レ  
タト云フコトデ、漸ク救ハレタト云フ  
様ナモノモアル譯デアリマス、私ハ左  
様ナ立場カラ左様ナ經驗カラシテ銀行  
ハ相當數ノトイ必要ガアルト考ヘテ居  
ルノデアリマス、復興金融金庫モ左様  
ナ時機ニ於テ、私ハ今迄ノ普通ノ金融  
機關以外ニ存スペキモノデアリ、又存  
スルコトニ依ツテ、先程カラ申上ゲル  
ヤウナ、將來日本ニ必要ナ產業ニシ  
テ、或ハ現在必要ナ產業ニシテ、普通  
ノ金融機關デ金融ノ出來ナイモノガア  
リ、ソレノ面倒ヲ見テヤルト云フコト  
ガ必要ダト考ヘルノデアリマス、第三  
ハ復興金融委員會ト云フモノハ、元來  
委員會ナルモノガ餘り役ニ立タナイモ  
ノデアル、從ツテ此ノ委員會モ役ニ立  
タズニ却テ責任ガハツキリシナクナル  
ト云フ御言葉デゴザイマシタガ、確カ  
ニ委員會ナルモノニハ左様ナ弊害モ從  
來アツタ存ジマス、併シは委員會  
ノ運營如何ニ依ルモノト考ヘルノデア

等ニ總ニ債券ノ發行ヲセシメタラドウ  
カト云フ御尋デアリマスガ、特殊銀行  
ヲ含メマシテ日本ノ金融制度ニ付テ  
ハ、前内閣ニ於キマシテモ金融制度調  
査會ナルモノヲ設ケマシテ、其ノ案ヲ  
練ツテ居ツタノデアリマスガ、是ハ中  
途デ以テ中止ニナリマシタ、ソレデ政  
府ハ出來ルダケ早キ機會ニ此ノ金融制  
度調査會ヲ再興致シマシテ、サウシテ  
日本全體ノ、日本銀行其ノ他ノ特殊銀  
行、又普通銀行等ヲ含メマシテノ金融  
制度全般ニ付テノ調査ヲ致シ、其ノ成  
案ヲ得マシテ、銀行制度全般ノ改革ヲ  
施シタイト考ヘテ居ル次第デアリマ  
ス、從ツテ未だ政府トシテ金融制度ヲ  
如何ニスルカト云フ案ヲ茲ニ申上ゲル  
時機デハゴザイマセヌケレドモ、只今  
私ノ考ヘル所デハ、御質問ノヤウニ全  
體ノ銀行ニ債券ノ發行權ヲ與ヘルト云  
フコトハ是ハ如何ナモノカト考ヘテ居  
リマス、政府トシテハ未だ總テノ銀行  
ニ債券ヲ發行サセルト云フ考ハ持ツテ  
居リマセヌト云フコトダケ御答ヘ申上  
ゲテ置キマス、最後ニ復興金融金庫ガ  
官僚統制ニナルト云フ御詰デアリマス  
ガ、復興金融金庫ハ實ハ所謂官僚ガ作  
ツタモノデハゴザイマセヌノデ、久シ  
ク縣案ニナツテ居リマシタガ、鬼ニ角  
繰返シテ申上ゲマスヤウニ、今回ノ措  
置、又今回ノ措置ガナクトモ、斯様ナ  
ト云フコトデ立案サレタモノデアリマ

シテ、決シテ官僚ガ自分ノ勢力ヲ伸バ  
ス爲ニ強ヒテ斯様ナ金庫ヲ作ルト云フ  
ヤウナモノデハゴザイマセヌ、併  
シ先程モ申上ゲマシタヤウニ鬼角  
所謂官僚統制ニナリ勝チノモノデ  
アリマス、ソコデ所謂復興金融委  
員會ヲ設ケマシテ、其ノ官僚化ヲ  
避ケムト致シタ次第デアリマス、  
尙ソレ等ノ人事ニ付キマシテハ只今銓  
衡中デゴザイマスガ、御趣旨ニ副ヒマ  
シテ、十分民主的ナモノニ致シタイト  
考ヘテ居ル次第デアリマス、以上甚ダ  
簡単デアリマスガ御答ヲ申上ゲマス  
○男爵西酉乙君 簡單デアリマスカラ  
此ノ席カラ申述ベサセテ戴キマス  
○議長(公爵徳川家正君) 宜シウゴザ  
イマス

〔宮坂書記官朗讀〕

二 方法ガ無イト思フノデアリマス、幸  
ヒ石橋藏相ハ純粹ノ在野ノ出身デアラ  
レマスノデ、極力是ガ民主的ナ方向ニ  
進ミマスヤウニ御努力願ヒタイト思ヒ  
マス、私ノ質問ハ是デ終リス

○子爵戸澤正己君　只今議題トナリマ  
シタ復興金融金庫法案ハ其ノ特別委員  
ノ數ヲ二十五名トシ、委員ノ指名ヲ議  
長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵西大路吉光君　賛成

○議長(公爵徳川家正君)　戸澤子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセカ

○「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家正君)　御異議ナイマス、  
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致  
サセマス

復興金融金庫法案特別委員		宮坂書記官朗讀
公爵德川	慶光君	侯爵嵯峨
侯爵西鄉吉之助君	伯爵金子	實勝君
子爵高橋 是賢君	子爵龍脣	武麿君
子爵水野 勝邦君	子爵稻葉	宏光君
男爵伊藤 長谷川赳夫君	文吉君	正凱君
男爵長 基連君	山言君	貫之君
男爵杉溪 保任君	男爵中村	順助君
黑田 英雄君	板谷	和作君
石川 一郎君	橋本辰二郎君	
野村茂久馬君	名取	
河西豊太郎君	山地土佐太郎君	
片倉兼太郎君	栗栖	
大野木秀次郎君	赳夫君	

議院送付、第一讀會、星島商工大臣、

臨時物資需給調整法案

右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年九月二十一日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

(小字及一は衆議院修正)

臨時物資需給調整法

第一條 主務大臣は、産業の回復及び振興に關し、經濟安定本部總裁が定める基本的な政策及び計畫の實施を確保するため、左に掲げる事項に關して、必要な命令をなすことができる。

一 經濟安定本部總裁が定める方

策に基く物資の割當又は配給

二 經濟安定本部總裁が定める力

能の特と不足する物資の使用の制限又は禁

止

三 經濟安定本部總裁が定める力

能の特と不足する物資の生産(加工及び修理を

含む。以下同じ。若しくは出荷

修理を含む。以下同じ。若しく

は工事の施行若しくは

工事の施行の制限若し

くは禁止

四 經濟安定本部總裁が定める方

策に基く物資又は設備の譲渡、引渡又は貸與

政府は、勅令の定めるところにより、前項第一號又は第三號に掲げた事項に關する命令により生じた

事項に關する命令により生じた

物資需給調整委員會に關し必要な事項は、

前項の罪を犯した者には、情狀

損失を補償する。

第一項の規定による命令をなす場合に於ける擔保權の處理その他必要な事項は、命令でこれを定め

る。第一項の命令は、經濟安定本部總裁の同意を得てこれをなるものとし、且つ同様の條件の下にある者は、差別なく適用されるものとする。

勅令でこれを定める。

前項の決定にその產業團體が從

はない場合又は第二項の規定により指定された產業團體の行ふ物資の割當を經濟安定本部總裁が定めた場合に於ける、その行ふ物資の割當に對して、その行ふ物資の割當の決定の變更を命ずること

ある場合には、主務大臣は、その產業團體に對して、その行ふ物資の割當を行はせることができる。

二 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 第三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

二 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

三 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

四 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

五 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

六 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

七 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

八 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

九 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

十 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

十一 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

十二 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

十三 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

十四 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

十五 第三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

により、徵役及び罰金を併科することができる。

○國務大臣(星島二郎君) 臨時物資需給調整法ノ提案理由ニ付テ御説明申上

ト、戰災ニ因ル工場設備ノ甚大ナ被害、各種設備ノ老朽荒廢、原材料、資

材ノ不足、物價高ニ因ル生產原價ノ昂

騰、終戰ニ伴フ產業秩序ノ混亂等、諸

般ノ惡條件ガ競合シテ居リマスト共

に、相次イデ生起スル勞働爭議ニ依ル

不安モ加リマシテ、有ユル努力ニモ拘

ラズ、其ノ回復ハ遺憾ナガラ満足スベ

キ歩調ヲ示シテ居ナイ状態デアリマ

ス、他方戰爭ニ依ツテ極度ニ逼迫セラ

メラレタ國民生活ハ終戰後益々其ノ困

窮ノ度ヲ加ヘ、社會秩序ノ維持ノ爲ニ

モ其ノ乏シキヲ救フト共ニ、少イナガ

テモ必需物資ノ適正ナ配分ヲ確保シナ

ケレバナラナインデアリマス、以上ノ

點カラ考ヘマシテ、現在直面シテ居ル

經濟危局ヲ克服シテ產業ノ回復及ビ振

興ヲ圖リマス爲ニハ、ドウシシテモ各產

業ノ基礎資材、見返リ物資、食糧其ノ

他民生ノ安定ノ爲必要ナ物資ニ關シテ

ハ重點的ナ計畫生産ヲ實施シテ行クト

共ニ、此ノ計畫生産ヲ完遂シ、國民生

活ヲ安定サセル爲ニ、物資ノ合理的な

配分ヲ行フコトガ緊要ナノデアリマシ

テ、之ガ爲ニハ先ツ物資ノ需給ニ關ス

キ各種ノ施策ヲ法的ナ裏付ヲ以テ臨機

應變ニ實施スル必要ガアルト考ヘルノ

デアリマス、之ガ本法案ヲ提出スルニ

ノ經濟危機ヲ克服スル爲ニ已ムヲ得ヌ、併シ絕對ニ必要ナ臨時指置デアルト考ヘ居ル次第アリマス、本法案ハ、御覽ノ通り實體的ナ規定ハ第二條ト第二條トノ二箇節ニ過ギ、其ノ體裁ハ極メテ簡單デアリマス、此ノ點ガ衆議院ニ於テ問題トナリマシテ、本法案ヲ提出セネバナラナクナツタ政府ノ立場ハ、現在ノ物資需給ノ狀況カラ見レバ能ク理解サレルガ、其ノ形式ガ包括的、委任立法デアル結果、主務大臣ノ權限ガ廣汎ニ過ぎ、一體ドンナ方法デ、ドンナ内容ノ統制ヲ實施スルノカ不明デアルコト、經濟安定本部ト主務大臣トノ關係ヲ明確ニシ、各省割據ノ惡弊ヲ是正スル爲、政府提出ノ原案ニ對シテ必要ナ修正ヲ加ヘルコトナリ、政府モ之ニ對シテ同意シタノデアリマス、次ニ法案ノ内容ニ付テ若干申上ゲマスト、先づ統制ノ範圍デアリマスガ、第一條ニ規定シテアリマス事項ニ付テ、經濟安定本部總裁ノ同意ヲ得テ主務大臣ガ必要ナ命令ヲ出シテ行クコトヲ其ノ内容ト致シテ居リマス、即チ物資ノ割當、配給、生產、出荷及ビテ、工事ノ施行遊休設備ノ讓渡、引渡、又ハ貸與等ニ關シテモ、命令ヲ發シ得ルコト致シテ居ルノデアリマス、即チ本法ニ基ク命令ノルデアリマス、即チ本法ニ基ク命令

ノ發動ハ、總ニ最モ民主的ナ組織ヲ有スル官廳ナル經濟安定本部總裁ガ定メタ方策ニ基クコトヲ絕對ノ要件トシ、戰時中ニ於ケルヤウナ統制ノ弊ヲ排除スルト共ニ、原材料資材ノ割當ニ付テハ十分ニ民間ノ創意ト經驗トヲ尊重スル必要ガアリ、民間ノ產業團體等ヲ極力活用シテ行クコトガ適當ナルト考ヘマシテ、第二條ノ規定ニ依ツテ民主的ニ組織セラレタ產業團體ニ對シテ當該產業ノ運營ニ必要ナル物資ノ割當ヲ實施セシムル方針ヲ宣明致シテ居ルノデアリマス、尙政府ノ產業團體ニ對スル關係ニ付キマシテハ、民間當事者ノ自主性ト責任トヲ尊重シ無用ノ干渉ニ陷ラナイヤウ留意シテ居ル點ハ、戰時中ノ諸法令ト全ク趣ヲ異ニシテ居ル次第デアリマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望致シマス○謹長(公爵徳川家正君) 質疑ノ通告ガゴザイマス、川上嘉市君  
〔川上嘉市君登壇〕  
○川上嘉市君 只今御提案ニナリマシタ臨時物資需給調整法ノ最終ノ目的トスル所ハ、重點的ニ必需物資ノ生産ヲ促進シ、之ニ依ツテ現在不足缺乏シテ居リマスル諸物資ノ補充ヲ企テ、延イテ物價ノ低落ヲ圖ラウトスルノデアルト私ハ信ジマス、然ルニ此ノ目的達成ノ爲ニハ、根本ニ於テ政府ガ現ニ執リツ、アラレマス食糧品竝ニ工業品ニ對スル價格政策及ビ工業政策竝ニ貨銀政策ニ大ナル改訂ヲ行ハナケレバ到底所期ノ效果ハ

ス、從ツテ私ハ以下是等ニ對シマシテ、明確  
政府ノ所信ヲ質問致シマシテ、  
擧切ナル御答辯ヲ要求申上ゲタイト存  
ジテ居リマス、今日國民ノ經濟生活形  
態ハ有ラユル方面ニ混亂シテ居リマス、  
ス、今其ノドウ云フ風ナ混亂ヲ來シテ  
居ルカト云フコトニ付テ數個ノ例ヲ舉  
ガマシテ御話申上ゲタイト思ヒマス、  
最近ニ自分ノ知ツテ居リマス鐵道關係  
ノ驛長サンガ三十五年勤務ノ後ニ退官  
ヲ致シマシタ處ガ、其ノ退職手當ガ一  
萬五千圓ト云フ話ヲ聞イテ居リマス、  
本人ノ話ヲ聽クト、一萬五千圓デハ源  
泉課稅ヲ取ラレルト云フト後二萬三千  
圓シカ殘ラヌ、只今八人家族デ月々々  
圓掛ル、サウスルト此ノ費用ハ僅カニ  
十三箇月ヲ過スニ足ルノミダ、斯ウ云  
フ述懐ヲ洩ラシテ居リマシタ、此ノ一  
ツノ例ハ「サラリーメン」ニ同様ニ適  
用スルノデアリマシテ、私ノ知ツテ居  
ル或地方裁判所ノ所長ガ、又次席檢事  
ガ最近辭メラレマシタガ、矢張リ殆ド  
同程度、モットソレヨリモ低イ程度ノ  
退職手當シカ貴ツテ居リマセヌ、斯ウ  
シテ農漁山村ノ收入ハ近來非常ニ増シテ  
局今ノ物價ト非常ニ不均衡ヲ來シテ居  
是ハ到底老後ヲ養フコトヲ許サナイヤ  
ウナ程度デアリマシテ、其ノ收入ガ結  
シテ馬鈴薯ヲ四月ニ蒔キマスト云フト、六  
月鈴薯ヲ蒔キマスト云フト、六

月二八收穫が出來ル、僅カニ二箇月半  
デ以テ收穫が出來ルノデアリマス  
ガ、其ノ收穫ガ今年ノ春ノ値段ニ依リ  
ケレドモ三十五圓、三十五圓ト致シマ  
シテ一反歩ガ二萬圓ニナリマス、是ハ  
平均收穫デアリマス、其ノ場合テ申シ  
マスト云フト、僅カニ二箇月半ノ馬鈴  
薯ノ七畝歩ノ收穫ガ其ノ「サラリーメ  
ン」ガ一生ノ間、三十年、三十五年勤  
務シタ其ノ總收額ト殆ド匹敵スルト云  
フコトハ、ドウ考ヘテ見テモ各方面ニ  
於ケル物價ノ均衡ガ得テ居ラヌト考ヘ  
ラレルノデアリマス、過般七月六日ノ  
新聞ニ依リマスト云フト、靜岡稅務署  
管内ノ十萬圓以上ノ本年度ノ所得額ノ  
決定ガアリシタ、之ニ依ルト農家デ  
以テ六十一人、漁村ト申シマシテモ漁  
業家、是ハ確カ船ヲ持ツテ居ル人ト思  
ヒマス、漁業家ノ收入ガ十萬圓以下ノ  
人ハ僅カニ三人シカナイト、斯ウ云フ  
風ナコトガ新聞ニ出テ居リマス、之ヲ  
考ヘルト云フト、矢張リ農漁山村ノ收  
入ガ他ノ「サラリーメン」、勤勞者、廣  
い意味ノ勤勞者、勤勞者ノ收入ニ較ベ  
テ非常ニ比較ガ取レテ居ラナイト云フ  
コトヲ物語ルモノダト考ヘテレマス、  
ソレデ一方ニ於キマシテ、食生活ノミ  
ナラズ住宅ノ方ハ、此ノ方面モ非常ニ  
物價ガ高クナツタ爲ニ、例ヘバ戰前ニ  
五萬圓デ建チマシタ所ノ國民學校ガ今  
日建テマスノニ二百五十萬圓掛ルヤウ  
ナ現狀デアリマス、新聞テ見マスト云

ト慶應大學ガ復興スル爲ニ二億圓ノ豫算ガ要ルト云、コトヲ見テ居リマス、是等ハ到底今ノ物價デ其ノ儘ヤツス、テ行ケナイト云、コトヲ證スル三二ノ例デアルト考ヘラレマス、ソレデ今日國民ハ食フニ追ハレマシテ、實際ニハ文化生活トハ殆ド離レテシマヒ、食ハムガ爲ニ奔命ニ疲レテ居ルト云、ヤウナ狀態デアリマシテ、如何程動キマシテモ其ノ收入ガ殆ド大部分ガ其ノ儘食ハムガ爲ニ農山漁村ノ方ニ橋渡シヨサレルト云、ヤウナ狀態ニアルト考ヘマス、而モ工場ニ勤イテ居リマス勤勞者ハ差當リ手取早ク自分ノ職場カラ收入ヲ殖ヤシテ貰ヒ、其ノ取りリマシタ收入ガ何處ニ行クカト云フト、ソレハソツクリ其ノ儘殆ド自分ノ生活ヲ豊富ニスル爲ニ使夫餘地ガナイ、皆食ベル方ニ費スト致シマスルナラバ、結局其ノ人達ハ自分ノ職場ヲ段々崩シテ、唯デザヘルヒヨロ／＼ニナツテ居リマス其ノ職場カラ、コチラノ方ヲ崩シテ、サウシテ農山漁村ニ取次ヲスルト云、ヤウナ風ナ現狀デハナイカト私ニハ考ヘラレル、只今此ノ議會デ以テ決メラレタカ、或ハ決メラレ得ルト言ハレル米一石ガ、消費者價格ガ四百圓ト斯ウ致シ圆、六人家族ト致シマスレバ二百四十圓、是デハ今度政府デ以テ決メラレマス生活保護法デ一人ガ二百五十圓ト云フリガ日ニ三合ト致シマシテ一人デ四十分ニ較ベテモ、單ニ米ダケデ以テ其ノ

費用ガ殆ドナクナツシマフ、ドウシ  
ニ前途暗澹トシテ居ルト云フ感ゾ持  
ツダラウト考ヘマス、現ニ我々ノ知ツ  
テ居ル官僚ノ人方ニ御尋シテ見テモ  
全ク今ノ状況デハ前途暗澹デアル、假  
ニ三十五年勤メテ其ノ先ガドウナル  
カ、昔ナラバ恩給ヲ貰ヒ退職手當ヲ貰  
ツチ是ニ家ヲ建テ、ドウニカ暮ス處ガ、  
今日退職手當ヲ一萬五千圓貰ツテモ  
ソレハ僅カニ三坪ノ乞食ノ住ムヤウナ  
家シカ出來ナイ、サウシテ此ノ食糧ヲ  
支ヘルニ足リヌヤウナ恩給デアルト云  
フト、是ハドウシテモヤツテ行クコト  
ガ出來ヌト云フヤウナ感ジヲ持ツノデ  
アリマス、是等色々ヲ考ヘテ見ルト云  
フト、今日ノ物價ト云フモノヲ、之ヲ根  
本ニ直サナイト云フト、矢張リ只今問  
題ニナツテ居リマスル生活保護法案ノ  
目的ヲ達スル上ニドウシテモムヅカシ  
イノデハナイカ、而モ勞銀ナンカハ、  
只今ノ勞銀ハ食フコトヲ保障シロト云  
フヤウナ意味カラシテ、眞ノ意味ノ勞  
働ニ對スル報酬デアリマセヌ、例ヘバ  
家族ガ多勢居ル、家族ノ澤山居ル所ノ  
未熟練工ハ、家族ガ少ヒ何十年勤メタ  
ル、サウ云フ風ナ状態デアリマス、工  
業ノ方モ誠ニ生産ノ進捗シ難イノガ今

ノ状況アルト思ヒマス、ソレカラ生  
産方面ニ付テ申シマスト云フト、此ノ  
方面ニハ自ラ價格ソ線ガアリマス、英  
語ノ「プライス・ライン」値段ノ或點迄  
ハ生産ガ出来マスケレドモ、ソレヲ超  
スト云フト手ガ出ナイ、需要者ガ手ガ  
出ナイ、諸リ國民ノ收入ト生活ノ程度  
ト懸離レタ値段ニナリマスト云フト、  
是ハ能ク省線ノ中ニ書イテアル「オフ・  
リミッジ」、近寄ルベカラズト云フ所ニ  
品物ガ立龜ルト云フト、ドウシテモノ之  
ヲ買フコトガ出來ナイ、今其ノ例ヲ採  
リマスト云フト、全波「ラヂオ」機械、  
是ハ「アメリカ」デ以テ三十「ドル」乃至  
三十五「ドル」、ソレガ日本デ三千五百圓  
圓デアル、或ハ私ノ知ツテ居ル工場ハ  
全波ニ主力ヲ盡シテ製造ヲ始メマシタ  
ケレドモ三千五百圓デハ手ヲ出ス人ガ  
ナイ、其ノ爲ニ到頭比ノ方針ヲ止メマ  
シタ、手ガ出ナイ、サウスルト云フト  
其ノ工業ト云フモノハ成立タヌヤウニ  
ナルノデアリマス、尙外ノ例ヲ申シマ  
ス、電氣冷藏庫デス、ソレヲ「アメリ  
カ」デ以テ九十「ドル」乃至百五十「ド  
ル」、是ガ一萬圓餘致シマス、ソレカラ電  
氣蓄音機ノ如キ、是ハ自動的ノモノデ  
アリマス、十二枚ノ「レコード」ガ自動  
的ニ掛ケラレル、サウシテ全波ノ「ラヂ  
オ」モ兩方組合セタ機械デアリマスガ、  
是ハ「アメリカ」デ百二十「ドル」……日  
ルト云フト、此ノ生産ヲ促進シヨウト云

フ意味カラ考ヘマシテモ、若シ物價ガ非常ニ高クテ之ニ手ガ出ナイト云フ所ニナリマスト云フト、結局工業ハ成立タヌト云フコトニナツテ來ルノデアリマス、従ツテ本法案テ、如何ニノ生産ヲ増進シテサウシテ重點的ニヤラウトスウ致シマシテモ、本當ノ物價ト云フモノノ解決ガ出來ナイ限りハ結局或仕事ハ成立タヌト云フヤウナコトニナルノデアリマス、其處デ之ニ關聯致シマシテマダ一ツアルノハ物品稅デアリマス、物品稅ガ、此ノ高物價ニ抱車シテ居リマス、例ヘバ家具類モ百五十圓以上ノモノデモ今四割稅ガ掛ツテ居リマス、本當ニ必要ナ戰災者ガ入り用ナノニ對シテモ矢張リサウ云フ風ナ稅ガ掛ツテ居ルノデアリマス、ソレカラ蓄音機トカ、樂器トカ云フヤウナモノモ、蓄音機ハ五十萬箇ガ燒ケタト言ハレテ居リマスガ、サウ云フモノガ矢張リト割ノ稅ガアリマス、百「バーセント」ノ稅ガアリマス、樂器モサウデアリマス、是等ハ殆ド日常ノ文化生活ヲ營ムニ必要ナモノデアリシテ、何トカシテ此ノ稅ヲ止メタラドウカト私ハ考ヘルノデアリマス、私ハ政府ノ方ニ斯ウ云ツタ物品稅ヲ將來廢止、或ハ低下スル御意擄ガアルカナイカ、是モ第一ニ御同ヒシタイト思ヒマス、其ノ次ニ斯ウ云ツタ此ノ物價ノ不合理ヲ起ス原因ハ其ノ根本ハ何處ニアルカト申シマスト、結局食糧品ノ値段ガ高過ギル、高過ギルト申シマシテモ、是ハ必ズシモ

公定値段が非常ニ高イト云フ譯デハアリマセヌ、アリマセヌガ、併シソレガ公ハ斯ウヂヤナイカトスウ仰シャツテモ、我々ノ手ニ入ル、消費者ノ手ニ入ル時ニ高過ギル、是ハ現實テアリマス、丸イ、入ラナイト云フコトハ結局配給ノ不圓滑、其ノ結果カラ起ル所ノ闇相場、斯ウ云ウコトノ爲ニ手ニ入ラナイノデアリマス、其處デ此ノ食糧品ノ價格決定、食糧品其ノ他ノ價格決定ノ規準デアリマス、之ヲ私ハ大藏大臣ニ御尋ネシタイト思フ、嘗テ新聞デ終戦前ノ十倍位ノ所ニ物價ヲ落著ケタイト云フ大藏大臣ノ御話ガ出テ居ツタヤウニ記憶シテ居リマスガ、其ノ十倍トスウ云フコトヲ目標ニサレマシタ基本的ノ面ト其ノ根據、斯ウ云フモノガドウ云フ點ニアラレマスカ、私ハ實ハ此ノ物價ノ上ゲ方、所謂倍數、倍數ト云フモノハ品物ニ依ツテ非常ニ違フベキモノノデアルトスウ考ヘテ居ルノデアリマス、其ノ一ツノ例ヲ申シマスト、例へば茲ニ三千萬圓ノ會社ガアル、其ノ三千萬圓ノ會社ガ假ニ一億圓ノ仕事ヲシテ居ルト假定致シマス、サウシテ茲ニ工業家ノ値段ニ付テハ一割、一割或ハ一割一分ヲヤカマシク言ヒマス、デスカラ若シ一割ヲ上ゲテ貰ヒマスレバ、一億圓ノ一割ハ千萬圓、サウスルト三千萬圓ノ會社ガ僅カニ千萬圓上ダテ其處ニ「マー

ノ工場ハ經營が出來ルノデアリマス、ソレガ農産物ニ付テ申シマスト云フド、本年ノ春新茶、御茶ノ公定値段ガ決メラレテ、其ノ値段ハ昨年ノ六倍デアリマス、其ノ六倍ト云フ上加方ガ私ハ間違ツテ居ルト思フ、六倍ニ致シマスト、假ニ今ノ三千萬圓ノ會社ノ製品賣上ニナル、サウスルト假ニ一億圓ガ原價デアルト假定致シマシテモ、残リハ五億圓、三千萬ニ對シテ資本ノ十七倍程ノ利益ガ一度ニ出ル、斯ウ云フ結果ニナルノデアリマシテ、其ノ倍數ト云フコトハ考ヘ方ニ於テ私ハ根本ニ間違ツテ居リハセヌカト思フノデアリマス、昨年來色々ノ農産物、或ハ生鮮食料品ト云フヤウナモノガ大抵六倍位ニ上ゲラレテ居ルノガ多イト考ヘマスガ、是等ノ上ダ方ニ付テモウ少シ本當ノ上ゲ方ヲスル必要ガナイカ、若シサウデナイト云フト今迄ノヤリ方ハ他ノ割ノ良いモノガ何倍ニナツテ居ル、ダカラシテコチラノ割ノ惡イモノヲ同ジ倍數ニ上ゲヨウト云フ傾向ガ多分ニアル、併シナガラサウ致シマスト結局比例的ニ値上ヲシテ段々ニ軒並ニ物價高ニナルコトヲ恐ル、ノデアリマス、何故ニ此ノ高過ギル方ヲ下ダナイノデアルカ、リマセヌカラ質問ハ後カラ御願ヒシタリト思ヒマスガ、農漁村ノ生產ハ生鮮食料品、其ノ價格決定ノ基本的ノ面ト基準ヲドウ云フヤウニ置イテ居ラレル

カ、此ノコトヲ御伺ヒシタイト思ツテ居ルノデザイマス、今迄新聞デ、或ハ議會デ以テ問題ニナリマス所ヲ見マスト、結局農山漁村ノ此ノ生産意欲ト云フコトガ非常ニ高調サレテ居リマス、誠ニ結構デアリマス、又豊富ニ生産セラレナケレバ日本人ハヤツテ行ケナイノデアリマスカラ誠ニ結構デアリマスガ、併シナガラ一方ニ於テ、工業方面ニ付テノ生産意欲ト云フコトニ付テ殆ド言及サレタコトヲ聞カナイノデアリマス、私ハ元々農村出身デアリマシテ、農家ノ見方アリマスカラシテ、決シテ農山漁村ニ歎カレト思ツテ申上ゲルノデハアリマセヌケレドモ、今日ハ農漁村ノ方々ノ國民全體ノ爲、特ニ困窮ノondon底ニアル勤労者ニ對シテ、或ハ又國家ノ再建ノ爲ニ、或點迄辛抱シテ戴カナケレバナラヌト考ヘテ居ルノデアリマス、サウデナケレバ到底國ノ再建ハ覺束ナイト信ジテ居リマス、ソレデ私ノ商工大臣ニ御伺ヒシタトイコトハ、工業家、勤労者ノ生産意欲ト云フコトニ付テドウ御考ニナツテ居ルカ、稅ノコトヲチヨシト申上ゲマスト云フト、會社ニ對スル法人稅、之ヲ勘定シテ見マスト、驚クベキ數字ガ出ル、資本ニ對スル法人稅ガ千分ノ三デアリマス、普通所得ニ對スル三十五「ペーセント」、ソレカラ超過所得、資本ニ對シハ「ペーセント」以上十五「ペー

以下四十「パー セント」、二十五「パー セント」、二十「パー セント」以上ニ對シテハ五十「パー セント」、其ノ外ニ營業稅ガ純益ニ對シテ加稅ガ縣ト市ガ各々二百「パー セント」迄許サレル、都市計畫稅ガ五十乃至六十「パー セント」此ノ純益ニ對シマシリマス、サウスルト茲ニ或一ツノ事業ガアツテ、如何ニ經營ヲ良クシテ、如何ニ能率ヲ良クシテヤリマシテモ、二十五「パー セント」以上ノモノニ對シテハ九十九「パー セント」稅ニナツテシマヌ、僅カニ二「パー セント」シカ殘ラナイ、ソレデ其ノ二十五「パー セント」ト云フ最高ノ時ニドレダメ一體殘ルカトスウ申シマスト、其ノ利益トシテ殘ルノハ六・七五「パー セント」、後ハ皆稅デアリマス、假ニ千萬圓ノ會社ガアツテ、一億圓ノ利益ガアリマシテモ、手産者ノ生産意欲ガ無視サレテ居ルヤウニ感ズルノデアリマシテ、是デハナカヽ、產業ガ起ラナイ、近來ニ於ケル「アメリカ」ナドノ償却ノ率ヲ見マシテモ、非常ニ日進月歩ノ機械ニ對シテ償却ヲ能クヤラナケレバナライ、其ノ償却サヘヤルコトが出來ナム、六・六五「パー セント」デハ：

「法人税ヲ引下ゲル意思ハナイカ、又五  
「パーセント」ノ配當制限ガアリマス  
ガ、之ヲ撤廃ナサル意思ハナイカ、五  
ハドウカト申シマスト、假ニ百萬圓  
會社ガアル、其ノ會社ガ五「パーセン  
ト」ノ利益ト云フコトハ五萬圓デアリ  
マス、只今色々家族手當トカラ色々手當  
ガアリマス爲ニ、假ニ小使一人、小使  
一人ノ收入モ大抵年ニ一萬圓ニナリマ  
ス、サウスルト僅ニ小使ヲ五人ヲ使フカ  
使ハナイカト云フ所デス、百萬圓ノ資  
本ヲカケテ……是デハ幾ラ努力シモ  
モ、其ノ範圍ノ利益デアルト云フコト  
ハ、恐らく將來金ヲ投ジテヤラウト云  
フヤウナ意欲ガナクナリハセヌカト云  
フコトヲ私ハ危ブムノデアリマス、從  
ツテ將來工業ヲ經營スル人ガ自分デ利  
益ヲ出しシテ、幾ラ利益ヲ出シテ働イテ  
見テモ、千萬圓ノ會社デ以テ、五千萬  
圓儲ケヨウガ一億圓儲ケヨウガ、利益  
ハ二十五「パーセント」以上ハ同じニナ  
ツテシマフ、斯ウ云フコトヲ以テ、ドウ  
シテ工場ノ經營ヲ良クシテ、能率ヲ良  
クシテ、本當ノ良イ品品質ヲ作ツテ、國民  
ニ安ク賣ルト云フ意欲ハ、殆ド起ルコ  
トハ不可能デヤナイカト云フ感ジガス  
ルノデアリマス、從ツテ只今申シマシ  
タ法人税ノ引下、或ハ配當ノ制限ヲ撤  
廢スル、税モ或程度重イノハ此ノ時局  
柄當然デアリマス、併シナガラ殆ドミ  
ノンナ取ツテシマフト云フ税ハ間違ツ  
テ居ルノデハナイカト自分ハ信ズルノ

アリマス、ソレデハ其ノ根本ニナルモ  
ノハ、食ベル物ニ金ガ掛ル、其ノ食糧  
品ノ値段ガ高過ギル、其ノ高過ギルト  
云フ意味ハ必ズシモ九公デアリマ  
ヌ、我々ノ手ニ入ルノニ高過ギル、食  
糧品ヲ低下スル方策ガアルカト云フ  
ト、私ハナイコトハナイト思フ、最近  
食糧調整委員會ト云フモノガ出来マ  
テ、供出量等ヲソレデ定メルコトニシ  
タ、ソレニハ生産者ノ外ニ消費者ヲ  
枚加ヘル、又中立デアル例ヘバ市長ニ  
アルトカ、色々ノ公職ニアル人ヲ加ヘ  
ル、サウ云フ委員會デ決メルコトニシ  
ツタノニアリマス、其ノ外ニ農業會員  
ハ漁業組合トカ、色々ナ集荷組合トカ  
色々ナ集荷買上機關トカ、或ハ發送ノ  
機關、配給ノ機關、サウ云フモノヲシタ  
ウ少シ民主的ニスル意思ガ政府ニナイン  
カ、是ハ農林大臣ニ御臺不サイノデ  
ス、今迄ノ農業會、ミンナは生産者  
ダケデアリマシテ、從ツテ消費者ノ利  
益ヲ代表スルヤウナ立場ニアル人々カラ  
クスルコトニ贊成デアリマスシ、サウ  
シテ又供出ヲ出來ルダケ少クスルコト  
ニ贊成スルヤウナ立場ニアル人々カラ  
成立ツテ居ル、是デハ到底公平ナ、本  
當ニ適正ナ配給ハ極メテムツカシイト  
考ヘマス、之ヲヤリマセヌト云フト、  
結局丸公ハ安イヂヤナイカト、斯ウ仰  
シヤイマシテモ、我々ノ手ニ現贊ニス  
ラナイ、ソコデ政府ノ責任ト云フモノ  
ハ丸公ヲ決メル、其ノ看板ダケヲ掲ゲ  
ルノデナク、ソレガ遂行サレル最後迄

見届ケル責任ガアルト考ヘマス、今日ソレガ出来テ居リマセヌ、若シ今申トバ、之ヲ私ハ御伺ヒシタイ、又闇デ買ナナイデモ都市勤労者ガ生活シ得ルヤウナ方法ヲ保障シ得ル何カノ具體的ノ案ガアリマシタラ、是モ御伺ヒシタイト考ヘルノデアリマス、ソレカラ尙ツノ御質問申上ゲダイコトハ、現内閣サレタ最初ニ於キマシテ、此ニ供出ダトカ其ノ他ノ點ニ付テ、國民的ノ總運動ヲ起スト云フコトヲ新聞デ見シタノデアリマスガ、其ノ後、杳シテ斯ウ云フコトヲ聞キマセヌ、私ニ供出モナカノ出シ澁ルトカ、或ハ闇ヨフコトヲ自分デ最モ早ク考ヘタ一人アリマス、サウシテ今日ノ如クニ、併此ノ國民總運動ヲヤツタラドウカト見シタノデアリマスガ、其ノ後、杳シテ斯ウ云フコトヲ聞キマセヌ、私ニ供出モナカノ出シ澁ルトカ、或ハ闇ガ行ハレル、其ノ他、アチコチデ色々ノ罪惡ガ澤山起ル、斯ウ云フヤウシ状況ヲ見マスル時ニ、何トカシテ之ニ救ハナケレバナラヌ、日本人ヲモウシ文化的ナ、世界ニ對シテ決シテ恥ミシカラヌ國民ニスル爲ニ茲ニ國民的總運動ヲ起ス、ソレハ只今申上ゲマシタヤウナ供出ノ問題モアリマセウシ、又闇ヲ止メルト云フ問題モアリマセウシ、又精神作興運動ト云フヤウナモノモ必要デヤナイカト思ヒマス、ソレ等ノ運動ヲ政府デ以テ、前ニ新聞

尙ソレヲ或機會ニ於テ御實行ニナル御意思ガアルカドウカ、是モ一ツ御伺ヒシタイ、尙併セマシテ、精神ノ作興運動ト云フモノヲヤツタラドウカ、是ハ私ノ愚見トシテ申上ゲルノデアリマス、要スルニ今ノ物價、特ニ食糧品ノ價格ヲ是正セズシテハ、如何ニ賃金ヲ引上ゲマシテモ、ソレハ丁度自動車ニ乘ツテ走るモノヲ後カラ追駆ケルヤウナモノデ到底追付クモノデハアリマセヌ、一生働くマシテモ生活ノ安定ハ望ムコトが出來ナイデ、一軒ノ住宅スラモ建テラレヌ、斯ウ云フノガ官吏、公吏、ソレカラ總テノ「サラリーメン」工員、勤労者、總テヲ含ミマシタ所謂廣義ニ於ケル勤労者ノ生活ノ實情ニアリト考ヘルノデアリマス、私ハ政府ハ是等ノ爲ニ、本當ニ安定シ得ルヤウナ方策ヲ立テラレル、ソレニハ本法案ニアリマスヤウナ、尙是ハ具體的ノ方法トシテ一ツノ試ミニ相違アリマセヌガ、其ノ根本ヲナス物價問題、ソレヲ解決シナイ限りハ、到底物價問題ト工業ノ振興、此ノ二ツノ問題ヲ解決シナイ限りハ困難デハナイカト考ヘルノデアリマス、私ガ今日此處デ申シマシタノハ、四千萬人ノ都市ノ勞働者並ニ失業者、是等ノ鬱結シタ輿論ニ代リマシテ、以上ノ御質問ヲ提起シタ所以ニアリマス、御當局ノ誠意アル且信念ニ基ク御回答ヲ希望致シマス

○國務大臣(星島二郎君) 川上サンノ  
御質問デアリマスガ、本法ハ物價トハ  
直接、實ハ無論結果ニ於テハ關聯致シ  
ニヤリタイト云フノガ本法ノ主トスル  
マスケレドモ、目的ト致ス所ハ、不足  
所デアリマス、併シナガラ仰セノ如ク  
結局、結果ニ於キマシテ、物價面トウ  
マク行キマセヌト云フト、折角ノ重點  
配給モ、重點割當モ意義ヲ成サヌコト  
ニナルノデアリマスガ、結局、今回經  
濟安定本部ノ長官ガ物價局長官ヲ兼ネ  
マシタノモ、表裏一體トナツテ其ノ邊  
ノ調整ヲシテ行カウ、斯ウ云ウ關係デ  
アリマスノデ、只今經濟問題ニ御造詣  
深イ川上サンノ御意見御尤デアリマシ  
テ、ソレ等ニ對シマンシテハ十分政府ト  
致シマシテ注意シテ行キタイト思ヒマ  
ス、殊ニ物品稅トカ或ハ其ノ他ノ點ニ  
付テハ、大藏大臣ヨリ御答辯ガアルト  
思ヒマスガ、商工當局ト致シマシテ  
ハ、努メテ從來ノ戰時型ノ物品稅ハ改  
廢シテ貰ヒタイ、何列次ノ議會其ノ他  
ニ於キマシテ、御協賛ヲ願フヤウナ時  
モアラウト思ヒマス、殊ニ法人稅ノ如  
キ、勿論此ノ利潤追求ノミデ生產意欲  
ヲ増スト云フコトハ、今日ノ形カラ考  
ヘマスト、少シ改メナケレバナラスケ  
レドモ、此ノ觀念ヲ離レテ矢張リ生產  
意欲ハ起キヌト思ヒマスルカラ、ソレ  
等ニ對スル調整ハ、今後ニ於キマシテモ  
改正ヲ要スベキコト思フノデアリマ

ス、殊ニ最後ニ、今日石炭、増産ガ少  
リ労務者ト資本家ガ眞ニ國家ノ急ヲ思  
ウテ精神的ニ自醒メタ結果ガ、増産ノ  
原因トナツテ居リマス點ヲ考ヘマスレ  
バ、曩ニ食糧問題ニ付キマシテモ、衆  
議院ニ於キマシテ食糧對策委員會ガ開  
カレマシタシ、今回又石炭問題ヲ中心  
ニ各政黨ガ率先シマシテ推進委員會ヲ  
設ケムト致シテ居リマス等ノ如キモ、仰  
セノ通リニ、此ノ日本ノ敗戦ノ後始末  
ヲ受ケタ、是ハ單ナル目先ノ物價問題  
等ヨリ離レテ、精神的ニオホヒガ起チ  
上ラナケレバナラヌト云フコトヲ痛切  
ニ感スルノデアリマシテ、今後政府  
ハ、此ノ國民運動ニハ十分ノ一ツ意ヲ  
用ヒテ掛ツテ行キタイ、又現ニ一ツ  
一ツ實行シテ居ルヤウナ次第デアリマ  
ス、闇ノ防止等ニ付キマシテハ、或ハ  
税金ノ問題ニ付キマシテハ、他ノ關僚  
ヨリ御答辯ガアルト存ジマス

ゲル爲ノ經濟的動キガ、即チ物價高ニ  
ナツテ現レテ居ルモノニアリマスカラ、是ハ單ニ物價ヲ下グヨウ、斯ウ致  
マシテモ、下ルモノニアナイト考ヘル  
ノデアリマシテ、結局、物ノ供給ガ殖  
エナケレバイカヌ、ソレニハ御言葉ノ  
ヤウニ、食糧ノ供給ガ殖エルト云フコ  
トガ第一ト思ヒマス、其ノ他、石炭ノ  
供給ガ殖エルト云フヤウナコトガ一方  
ニ行ハレテ初メテ、此ノ物價問題ハ解  
決スルモノト考ヘテ居リマス、デ、租  
稅ノコトハ、物品稅ニ付キマシテハ、  
先般議會ニ於テ稅制ニ付テノ法案ヲ御  
審議願ツタ場合ニモ申上ゲタ次第ア  
リマスガ、成ルベク早イ機會ニ、戰時中  
ニ出來マシタ物品稅等ニ付キマシテハ、  
十分ナ改革ヲ行ヒタイト云フ考デ居ル  
次第アリマス、尙又一般ノ勤労者カラ  
ラハ、勤勞所得ノ問題、是ノ引下ヶガ  
提議サレ、又今川上サンカラハ法人稅  
等ニ付テノ御尋ガアリマシタガ、是モ  
物價ト同ジコトデ、生産ガ斯様ニ減少  
シテ居リマスノニ對抗スル方策トシ  
ハ、生産ガ起ラナイ限りハ自然增收ト  
キヲ持チマス、併シナガラ是ハ決シテ  
好マシキコトデゾライマセヌカラ、今  
後ノ物價政策、或ハ食糧政策、石炭政  
策等ト見合ヒマシテ、法人稅等ニ付テ  
家門等ノ御意見ヲ同ツテ、日本ノ稅制  
ノデアリマシテ、結局、物ノ供給ガ殖  
エナケレバイカヌ、ソレニハ御言葉ノ  
ヤウニ、食糧ノ供給ガ殖エルト云フコ  
トガ第一ト思ヒマス、其ノ他、石炭ノ  
供給ガ殖エルト云フヤウナコトガ一方  
ニ行ハレテ初メテ、此ノ物價問題ハ解  
決スルモノト考ヘテ居リマス、デ、租  
稅ノコトハ、物品稅ニ付キマシテハ、  
先般議會ニ於テ稅制ニ付テノ法案ヲ御  
審議願ツタ場合ニモ申上ゲタ次第ア  
リマスガ、成ルベク早イ機會ニ、戰時中  
ニ出來マシタ物品稅等ニ付キマシテハ、  
十分ナ改革ヲ行ヒタイト云フ考デ居ル  
次第アリマス、尙又一般ノ勤労者カラ  
ラハ、勤勞所得ノ問題、是ノ引下ヶガ  
提議サレ、又今川上サンカラハ法人稅  
等ニ付テノ御尋ガアリマシタガ、是モ  
物價ト同ジコトデ、生産ガ斯様ニ減少  
シテ居リマスノニ對抗スル方策トシ  
ハ、生産ガ起ラナイ限りハ自然增收ト  
キヲ持チマス、併シナガラ是ハ決シテ  
好マシキコトデゾライマセヌカラ、今  
後ノ物價政策、或ハ食糧政策、石炭政  
策等ト見合ヒマシテ、法人稅等ニ付テ  
家門等ノ御意見ヲ同ツテ、日本ノ稅制

ヲ今後如何ニスペキカト云フ問題を検討スル必要ガアルト考へマスノデ、先程申上ゲマシタ金融制度調査會ト並ビマシテ、税制制度調査會ヲ近ク設ケタ考デアリマス、其ノ税制制度調査會ニ於テ専門家ノ御意見ニ依ツテ何等力成案ヲ得ラレマシタラ、ソレヲ基トシテ政府ハ税制ニ對スル改革案ヲ成ルベク早イ機會ニ議會ニ提出シテ、御協賛ヲ願ヒタヨト考ヘテ居ル次第アリマス、以上

〔國務大臣膳桂之助君登壇〕

○國務大臣(膳桂之助君) 川上サンノ御質問ニ對シマシテ、私物價長官トシテ御答へ申上ゲマス、物價ニ付キマシテ御例示ノヤウナ非常ナ、何ト申シマスカ、凸凹ガ出來、又不均衡ガ出来、殊ニ現在ノ物價高ト、過去ノ勤勞ノ集積デアリマスル時等、或ハ恩給、手當、退職金ナドトノ間ニ非常ナ不均衡ノ出來テ居リマスルコトハ、仰セノ通りデアリマス、要スルニ此ノ經濟ノ混亂期ニ當リマシテ、斯ウ云フ物價ノ面ニ非常ナ不均衡ノ出來テ居ルト云フコトハ悲シムベキコトデアリマスルガ、是ハ、是カラ行ハレマスル經濟再建ニ伴ヒマシテ、漸次ニ均衡ノ取レマシタル物價ニ立チ直ス必要ガアリ、其ノ面ニ既ニ機運モ向キ、政府モ是カラ努力更ニ一層重ネル積リデ居ルノデアリマス、體此ノ食糧品ノ價格ヲドノ點ノ水準ニ置イテ考ヘルカト云フ御尋

産物ノ農業關係ノ人ガ一方的ニ種段ヲ  
決メテ押シ附ケルノデハナイカト云フ  
ヤウナ意味合ノ御意見モアリシタ、  
又收入ニ鑑ミテ農產物ガ非常ニ高イカ  
ラ、之ヲモットズット押シ附ケタラド  
ウカト云フヤウナ意味合ノ御話モゴザ  
イマシタ、是等ノ物價水準ヲドウ云フ  
風ニ定メテ參ルカト云フコトハ、是カ  
ラ決メルト云フヨリモ、自然ニ定ツテ  
參ル問題ダト存ジマス、併シナガラ既  
ニ諸般ノ經濟事情デ、生産費モ如何ニ  
合理的ノモノヲ考ヘテ見マシテモ、相  
當事情ガ違ヒマスノデ、事變前、戰前  
ノ價格ヲ中心ニ物ヲ考ヘルコトハ出來  
ナイト存ジマス、矢張リ是カラノ物價  
ヲ強ヒテ押シ附ケヨウト致シマシテ  
モ、需要供給ノ理モアリ、經濟上ノ生  
産費ノ問題モアリ、之ヲ強ヒテ押シ下  
ゲルト云フコトハ、却テ物資ノ需要供  
給ノ「バランス」ヲ破ルコトトナルト思  
ヒマスノデ、矢張リ是カラノ物價ノ水  
準ハ、現在ノ有様ヲ見マシテ、是ヨリモ  
物價ガ騰ラナイ、又此ノ程度ニシテ置  
クト云フコトガ、總チノ是等物價ノ  
「バランス」ヲ定メルニ適當ダト云フ所  
ニ標準ヲ付ケテ定メテ參ルベキモノ  
ダ、斯ウ私ハ考ヘテ居リマス、政府ノ  
物價政策ヲドウスルカト云フ問題デア  
リマスガ、此ノ物價ノ問題ニ付キマシ  
テハ、單ニ政府ガ獨善的ニ標準ヲ定メ  
テ參ラウトモ考ヘテ居リマセヌ、物價  
廳ニハ物價委員會ヲ組織スルコトニナ  
シテハ、單ニ政府ガ獨善的ニ標準ヲ定メ

得ルト思ヒマス、朝野ノ權威者ヲ集メシテ、物價ノ水準並ニ物價ノ「バラシス」ノコト等ニ付キマシテ、委細衆智ヲ集メテ研究スルノアリマスガ、只今迄私共ノ考へテ居リマスルコトハ、是等ノ物價ノ水準ハ先づ米ヲ以テ總テノ標準ノ出發點ト致シタイ、米價ヲ中心ヲ以テ出發點ト致シタイ、米價ヲ中心ニ致シマシテ、食糧其ノ他ノ日用品ノ價格ノ適當ナ調整ノ取レタ一聯ノ價格ノ標準ヲ作ツテ參リタイ、之ヲ又中心ニ致シマシテ賃銀ノ標準ヲ定メテ參リタイ、生活費竝ニ賃銀、之ニ伴ツテ賃銀ガ或標準ニ定マリマスレバ、之ニ依リマシテ工業諸原料ノ價格ノ根本ヲ、標準ヲ定メテ參リタイ、之ニ基キマシテ諸工業生産品ノ價格ヲ定メテ參リタイ、大體斯様ナ構想ヲ以テ研究致シテ居リマス、御質問ノ中ニ賃銀ノ問題ニ付テモ御意見ガアリマシテ、現在ノ賃銀俸給ハ唯生活ヲ送ツテ行クノミニ足リルカ足リナイモノニアツテ、國民ノ文化的ノ生活ヲ爲ス餘裕モナイト云フヤウナ御話モアリ、又現ニ貨銀ノ定メ方ガ工業品ノ生產費ヲ適正ナラシメルニ不適當ダト云フヤウナ意味合ノ御意見モアツタヤウニ存ズルノデアリマスルガ、物價ノ問題ヲ決定シマスルニ連レテ、賃銀ヲ將來ドウ云フ風ニ考へテ參ルカト云フコトモ、是亦物價問題ニ直接關係ノアル重大ナ問題ニアリマスルガ、現在ハ殘念ナガラ食糧品ノ不足及ビ

合ヒマシテ今ノ食糧品ノ供給ニ從來ニヤウナコトガナクナリマスレバ、自然ト闘ヲ漁ルコトモナクナリ、又其ノ種ト相俟チマシテ、賃銀ノ合理化モ行レ、是等ガ相俟チマシテ、是カラ工業ノ生産ニ賃銀制度ガ貢獻、何ト申シスカ其ノ生産ノ増加ヲバ圖ルコトニ當ナ賃銀制度モ考ヘ得ラレヨウト思マス、此ノ賃銀制度ノ問題モ一ツ物水準ト見合ヒマシテ、賃銀水準ノ問題及ビ賃銀制度ノ問題モ物價廳並ニ經安定本部ニ關係各省ト協力致シマシンカラ研究シテ參リ、實行ニ移シタト思ツテ居リマス次第デアリマス、同様ナコトデゴザイマシテ、從來ノヤナ物價ノ不均衡ハ漸次訂正サレツ、又左様ニ致シタイト存ジテ居リス次第デアリマス、唯從來ノ勤勞ノ蓄積ト、是カラノ物價水準トノ見合ヒ問題ニナリマスルト、是ハ矢張リ其間ニ、何ト申シマスカ、是カラノ勤ニ基ヅク收入ニ依リマシテ、或水準保タレマシテモ、過去ノ勤勞ノ蓄積はカラノ生活費ノ間ニ付キマシテハ、此處ニ相當困難ナ問題ガゴザイマスデ、此ノ問題ハ要スルニ、是カラ國ノ勤勞ニ依ツテノ國民ノ勤勞ニ依ル活動、此處ニ考ヲ致サナケレバナラヌト存ジマス、只今物價ニ關シマスル

○國務大臣(大村清一君) 閣ノ問題ニ付キマシテ取締リ當局ト致シマシテ一言御答へ申上ゲマス、閣ガ何故ニ行ハレテ居ルカト云フ點ニ付キマシテハ、川上議員ガ御指摘ニナリマシタ如ク、結局物ノ配給ガ不圓滑デアリ、從ツテ公定價格ハ低過ギルト云フコトニ歸スルト思フノデアリマス、閣ハ國民生活乃至國民經濟上ノ必要カラ警察ニ於キマシテ極力之ヲ取締ツテ來テ居ルノデアリマスルガ、併シ取締リニ依ツテ國民ノ遵法精神ノ復活振作ニ依リマシテ、閣ノ根本ガ速カニ解決セラレムコトヲ望シジ居ル次第アリマス  
○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ臨時物資需給調整法案ノ特別委員ヲ二十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマスト  
○子爵西大路吉光君 賛成  
○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕  
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス  
〔宮坂書記官朗讀〕

員ヨリ詳シク説明ヲ聽取致シタノアリマス、仍テ茲ニ提案理由ノ概要ヲ御紹介致シタ所存ジャマス、其ノ理由、第一ハ食糧増産ノ爲ニ必要デアルト云フノデアリマス、即チ我國現下ノ食糧問題解決ノ爲ニ肥料ノ增産ト耕地ノ擴張改良トガ急務デアリマス、然ルニ疏安、其ノ他ニ無機肥料ノ生産ハ、原料其ノ他ニ制約セラレテ思フ通リノ生産ガ出來ナインデアル、然ルニ厩肥ハ無機肥料タル疏安、過磷酸石灰、疏安加里等ノ不足ヲ補ヒ、地力ヲ増進シ、食糧増産上大ナル效果ガアルノデアリマス、更ニ又、食糧増産ノ爲ニ耕地ノ擴張改良、即チ開墾、干拓耕耘等ヲ要スルノデアリマシテ、之ガ爲ニハ馬ノ力ヲスル所頗ル大キノデアリマス、馬ハ近年著シク減少シテ既墾地ノ耕耘上ニモ極度ニ不足ヲ告ゲル狀態デアリマシテ、馬ノ生産増加ハ、食糧増産上密接ナル關係ガアルト言ハナケレバナルナインデアリマス、仍テ之ガ目的遂行ノ爲ニハ地方競馬ヲ施行シテ馬事思想ヲ普及シ、馬ノ生産意欲ヲ昂揚スルト云ニ、產業用ノ優良馬ヲ造ルト云フコトガ適切デアリマス、故ニ地方競馬ノ開催ハ食糧増産上ノ緊急事項デアルト云フ事由デゴザイマス、第二ニハ畜産振興資金獲得ノ爲ト云フ理由デアリマシテ、牛馬其ノ他家畜ノ生産、育成及比利用ヲ増進セシムル爲ニハ種々ノ獎勵金ヲ自主的ニ畜産自體ニ求メネバナリマセス、此ノ意味ニ於テ地方競

ノ資源ニ充テルト云フコトガ一番適切  
デアラウト云フ理由デゴザイマス、第  
三ニハ浮動購買力ヲ吸收シテ「インフ  
レ」防止ノ對策ニ資セムトルノデア  
リマス、地方競馬開催ノ場合ノ馬券ノ  
購入ハ新圓ノ代價、賣上代金ノ約三割  
ハ施行者ノ收得金及ビ馬券稅トシテ控  
除セラレマスノデ、少クトモ是ダケノ  
金ハ新圓ノ吸收即チ「インフレ」防止ト  
シテ役立ツ譯デアルト云フノデアリマ  
ス、第四ニハ國民ニ健全ナル娛樂ヲ與  
ヘルト云ノデアリマス、競馬ノ觀覽ハ大衆  
娛樂トシテ最モ健全ナルモノノ一ツデ  
アリマス、之ガ爲ニ今日競馬ノ開催ガ  
全國民ヨリ要望セラレテ居リマシテ、  
既ニ無統制ニ行ハレテ居ル所モアル狀  
態デアリマス、ソユデ速カニ之ニ統制  
ヲ加へ、其ノ收益ヲ馬事振興ニ使用  
シ、健全娛樂トシテ發達ヲ期スル必要  
ガアルト云ノノデアリマス、以上ガ提  
案理由ノ大體ノ説明デゴザイマス、尙  
配付セラレマシタ提案ノ説明書ニ依リ  
マスト、地方競馬ノ意義ニ付テ述ベテ  
アリマスノデ聯カ申上ゲタイト有ジマ  
ス、ソレニ依リマスト日本ニ於テ競馬  
ハ二種類ニ分ケテアリマス、一つハ現  
行競馬法ニ依ル競馬デアリマス、他ノ  
ハレテ居リマシタガ、ソレガ昭和十四  
年ニ廢止セラレ、軍馬資源保護法ニ依  
リ鍛錬馬競走ノ名稱ノ下ニ行ハレルヤ

ウニナツタノデアリマス、然ルニソレ  
ガ更ニ昭和二十年十一月ニ廢止セラレ  
タノデアリマシテ、今回此ノ地方競馬  
案ノ提出ニ依リマシテ、地方競馬ノ  
名稱ノ下ニ再開セラレムトスル競馬デ  
アリマス、ソコデ競馬法ニ依ル競馬  
ト、此ノ法律案ニ依ル地方競馬トノ差異  
ハ何デアルカト申シマスレバ、第一ニ  
目的ニ於テ前者ハ馬匹改良上必要トス  
ル基本的ノ種馬、之ニハ種牡馬モ種牝  
馬モ含マレテ居リマスガ、此ノ種馬ノ  
能力實力ヲ競走ニ依ツテ検定シテ所謂  
品種改良上必要ナル原原種トシテノ資格  
ノアル最優秀ナルモノヲ選ビ出スト云  
フコトガ主要ナ目的デアリマス、之ヲ  
農事試驗場ニ醫テ申シマスレバ、恰モ  
中央ノ農事試驗場ノヤウナモノデアリ  
マシテ、日本全國ニ普及セシメル植物  
ノ基本的ナ品種ノ改良セラレマンシタ原  
種ヲ造ルヤウナ仕事デアリマス、之ニ  
反シテ後者ノ地方競馬ノ目的ハ地方ニ  
於ケル産業用役馬、即チ地方的實用馬  
ノ能力増進ト馬事思想ノ普及ニ依ル馬  
産ノ獎勵ト其ノ收益金ヲ地方ノ馬事試  
驗設ニ使ヒ、斯クシテ食糧増產其ノ他  
産業ノ發達ヲ期スルコトヲ目的トシテ  
居ルノデアリマス、恰モ府縣ノ農事試  
驗場、或ハ試驗所支所ノ仕事ノ如クデ  
アリマシテ、改良セラレタル基本的植物  
ヲ持ツモノデアリマシテ、多分ニ地方  
ノ實用的ノ效果ヲ擧ゲムトスルノデア

リマス、從ツテ綜合的ニ觀マスト同シ  
ク馬ノ改良、馬事ノ振興ト云フコトニナ  
リマスガ、具サニ檢討シテ見マスト兩  
相俟ツテ我ガ國馬產ノ進展ヲ圖ルニ必  
要ナル施設ト言ヒ得ルノデゴザイマ  
ス、第二ハ競馬ニ用ヒル馬ハ競馬法ニ  
依ル競馬ニアリマシテ、競馬専門ノモ  
ノデアリマシテ、日本全國ノ競馬場、  
即チ法律ニ規定シテアル全國十一箇所  
ノ執レノ競馬ニモ出走シ得ルノデアリマ  
ス、之ニ依ツテ全國のニ最優秀ナル  
モノヲ選ビ出サウトスルノデアリマ  
ス、然ルニ地方競馬ニアリマシテハ主  
トシテ產業用ノ實役馬デアリマシ  
テ、定メラレタ一定ノ地方ニシカ出走  
ガ出來ナイノデアリマス、是ハ法案ノ  
第四條ノ規定デアリマス、此ノ區域ヲ  
限定スルコトニ依リマシテ、地方競馬  
ガ、其ノ地方ノ馬產ト密接ナル關係ヲ  
保ツテ地方ノ產馬ノ能力ヲ検定シテ、  
其ノ改良増殖ニ資セムトスルノデアリ  
マス、元來我ガ國ノ如キ地勢上狹隘ナ  
ル國柄デ、殊ニ畜産ニ對スル熱情ノ薄  
イ國民性ニ於キマシテハ、馬產經濟ハ  
頗ル困難デアリマシテ、放任シテ置ケナ  
バ自然ト其ノ能力ガ退化シ、實用ニ堪  
ル所デアリマス、家畜ニ理解ヲ持チ、  
ヘナイ織細菲薄ナル體躯ノ馬ニ化シテ  
行クコトハ多年ノ實績ニ徵シテ明カナ  
モ、此ノ競馬ガ盛ニ行ハレマシテ馬ノ

改良ニ努メテ居ルノアリマス、況んや日本ノ如キ元來馬ノ素質ガ非常ニ惡イ、國情ニ於キマシテハ、此ノ競馬ノ施設ヲナケレバ軍事的要要求ノ場合ハ勿論デアリマスガ、今日平和日本ノ馬産ニ於キマシテモ、到底產業上ニ使ツテ價値アル馬ノ生産ヲ爲スト云フコトハ期待シ得ナイノデアリマス、今回衆議院ガ法案ヲ提出シタ根本ノ精神モ此處ニアルノデゴザイマス、第三ニ競馬ノ施行者ハ競馬法ニ依ル競馬ノ場合ハ全國二個ノ日本競馬會ニ限リマスガ、地方競馬ノ場合ニハ原則トシテ各都道府縣ノ馬匹組合聯合會ガ施行者トナルノアリマシテ、地方ノ實情ニ應ジテ馬產ノ特色ヲ發揮セムトスルモノデアリマス、次ニ本案ノ内容ニ付テ少シク御説明ヲ申上げマス、先づ第一ニ地方競馬ヲ行ヒ得ル者ハ原則トシテ都道府縣ヲ區域トスル馬匹組合聯合會デアリマス、例外トシテ公益法人タル全國區域ノ馬事團體ヲ認メル場合モアルノデアリマス、競馬ヲ開催スル目的ハ馬事振興ヲ圖ル爲ニ限定シテアリマス、尙以テノ團體ガ競馬ヲ行フ爲ニハ主務大臣ノ許可ヲ必要トスルコトニナツテ居ります、以上ハ法案第一條ニ規定シテアリマス、馬事團體ガ一旦主務大臣ノ許可ヲ受ケマシテモ、現實ニ競馬ヲ開催スル場合ニハ地方長官ニ届出ヲ要スルコトガ第二條ニ規定シテアリマス、競

馬場ノ數ハ北海道三箇所以内、都府県ニ一定ノ期間養ハレテ居ツタ馬ニ限定シテ居ルノデアリマス、馬券ノ發賣ニ付テハ、第八條ニ於キマシテ一枚金額十圓以下ノ馬券ヲ賣ルコトガ出来ルコトニナツテ居リマス、此ノ法案ハ馬券ノ枚數ニ付テハ、從來ノ一人一枚ノ制限ヲ撤廢シテアリマスカラ、何枚デアリマス亦賣ルコトガ出來ルコトニナツタノデアリマス、尙又馬券ノ中者ニ對ニテハ拂戻金ヲ從來ノ制限十倍ヲ今回ハ百倍迄ニ擴張セラレタノデアリマス、競馬ノ施行者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ、馬券ノ賣得金額ノ百分ノ五以内ノ金額ヲ收得シ得ルコトニ第十九條デ規定サレテアリマス、此ノ場合ニ馬四組合聯合會ノ組織スル公益法タル中央ノ馬事團體ニ一定ノ納付金ヲ納メルコトニ第二十二条デ規定サレテアリマス、尙本法ニ依リ競馬が嚴正ニハレル爲ニ、主務大臣ハ必要ナル命令ヲ發シ得ル規定トカ、或ハ又本法違反ノ行爲ニ對スル處分等ノ規定ガアリマス、尙附則ハ競馬ニ關スル他ノ法律トノ關係ヲ整備シタ規定デゴザイマス、是ヨリ委員會ニ於キマス質疑應答ノ主ナル點ノ御紹介ヲ致シマス、本件案ハ衆議院ノ提出案デアルガ、政府ハ同意ヲ表サル、ノデアルカトノ問

シ、答ハ、軍馬資源保護法ニ依ル法的根據ナクシテ色々ナル名稱デ競馬ガ行ハレテ居る狀態デアルカラ、本法ヲ制定シテ是等ニ一定ノ取締ヲ行ヒ、其ノ賣得金ノ處分ニ付テモ馬事ノ振興ヤ、社會事業ニ寄與セシメムトスルモノデアツテ、本案ノ速カナル成立ヲ希望スルモノデアルトノ御答辯ガ政府委員ヨリゴザイマシタ、次ニ本案ニ規定スル優勝馬票ハ、其ノ發賣數並ニ拂戻金ノ制限等ニ付テ競馬法ト異リマシテ、其ノ間均衡ガ取レナイノデアルガ、其ノ點ハ如何ニ考ヘルカトノ問ニ對シマシテ、政府ハ現行競馬法ノ改正ヲ當臨時議會ニ提出シテ、其ノ間ノ均衡ヲ保ツヤウニスル爲ニ目下準備中デアルトノ御答デゴザイマシタ、我ガ國ノ馬產ハ從來軍馬中心ノ建前デアツタガ、終戰ト共ニ軍事上ノ要求ガナクナツタ今日ニ於テハ、馬產方針モ當然變更サルベキモノト思フ、而シテ此ノ新タナル馬產方針ガ決定セラレテ後、初メテ馬ノ改良手段トシテ競馬ガ検討セラルベキモノト思フ、而シテ新馬政方針ノ發表以前ニ、地方競馬法案ガ提出セラレタト云フノハドウ云フ謂デアルカト云フ間ニ對シマシテ、答ハ、今後ノ馬產ハ専ラ産業馬トシテ適當ナルモノヲ多數生産スル必要ガアルノデアル、新タニ馬政計畫ヲ立テルニ當ソテハ國內耕地面積、人口ノ配置及ビ主要畜產ノ國内保

アルノデ、ソレ等ノ具體的成案ヲ近ク得テ發表スル機會ガアルト思フ、尙此ニ競馬ハ農村ニ於テ飼ツテ居ル實用馬ノ能力、或ハ素質ヲ検定スル爲ニ競馬ニ出スノデアル、此ノコトハ即チ直接論デアルガ、ノミナラズ現在日本ノ馬頭數が非常ニ減少シテ居ル際、今後百六十萬町歩ニ亘る耕地ノ擴張ノ爲ニモ數十萬頭ノ大家畜ヲ必要トスルノデアツテ、馬ダケデモ約三十萬頭近クノ増産ヲシナケレバナラナイヤウナ次第庫ヨリ多額ノ費用ガ計上セラレテ居ツタノガ、今後ハ之ヲ期待シ得ナクナツタノデアルカラ、此ノ地方競馬ノ収益ニ依ツテ、地方馬事團體ノ活動ニ經濟的帮助ヲ與ヘムトスルノデアル、假令馬政計畫ガ新タニ改變セラレテモ、競馬ヲ存置スル根本ノ方針ニハ何等變リハナイト信ズルトノ御答アリマシタ、馬券ノ發賣ト云フコトハ、馬產ノ改良ガ國防上ノ絕對要請デアルト云フ理由ノ下ニ支持セラレタヤウニ思フ、然ルニ軍馬ノ生産ハ今日從來以上ニ枚數制限撤廢、拂戾金制限ノ擴張ヲスルト云フ加ヘムトスルニハ、戰爭以來幾多ノ債券ノ募集、公債ノ募集等ニ非常ナル變化ガアツテ、今日一人一枚トカ、十倍以内ト云フ程度ニ於テハ到底國民ノ嗜

好ニ投ズルコトが出來ナ、興味ヲ惹カナイト云フコトニナレバ、競馬ヲ折角開催シテモ經濟的ニ打撃ヲ受ケ、馬産繁殖上障碍トナラスト限ラナイ、只今ノ時勢ノ推移ニ相應シテ適當ナル制限ノ變更ガ行ハレルモノデハナイカト思フトノ御答アリマシタ、馬券ノ發賣ハ法律上賭博、富饒ノ性質ヲ持ツモト考ヘルカト云フ問ニ對シ、馬券ノ發賣ハ賭事デアルト云フコトハ從來競馬法ニ於テモ認メテ居ルノデアル、併シ普通ニ所謂賭博、例ヘバ丁半トハ考ヘテ居ラナイノデアル、競馬ノ馬ノ能力ノ鑑定ハ科學的ノ研究ガ出來テ、太體勝負ノ結論ヲ得ル方法ガアルノデアル、一六勝負ノヤウナ運否天賦ニ依リ、自分ノ考ヘ方ヤ研究ガ何等ノ價値ガナナイヤウナ勝負トハ違フノデアル、併シナガテ賭事デアルト云フコトハ、認メテ居ルト云フ答アリマシタ、賭事デアル馬券ノ發賣ヲ此ノ本法案ニ於テ未成年者ニ對スル制限ヲ撤廢シタノハドウ云フ理由デアルカトノ間ニ對シテ、未成年者ニ對スル制限ハ細則シテハ施規則ニ依シテ制限シ得ル場合ガアリルト思フ、此ノ法律ノ運營ニ當ツテハ、秩序ノ上カラ見テ、或ハ國民思想抑制限ヲ加ヘテ取締ツテ行ク考デアルトノ御答アリマシタ、更ニ重ネテ然ラバ學生未成年者ニ對シテハ細則カ何カニ依ツテ禁止ナサルモノト了解シテ

ガ「インフレ」防止ニナルト云フ點ニ付、寶籤ガ十圓ノ一萬倍、即チ十萬圓ノ當リ籤デアルコト馬券トノ關係ニ付キマシテ詳シク論議セラレ、政府ノ意図ヲ質シタノデアリマス、之ニ對シ大藏省政府委員ヨリ御答辯ガアリマシタガ、細ニ數字ニ瓦リマスカラシテ省略ヲ致シマス、政府納付金及ビ馬券稅ノ課率ハ賣得歩合金ノ控除額トシテ現レルノデアツチ拂戻金額ニ影響スルノアル、政府ハ收入ヲ増サムカ爲ニ屢々法律ヲ改正セラレタガ、其ノ結果トシテ馬券ガ賣レナクナリ、從ツテ增收ノ目的ヲ達セラレナノミナラズ其ノ半面闇ノ行爲、俗ニ言フ呑屋ノ横行ヲ自らニ招來スルニ至リ、之ガ取締ニ當事者ハ非常ニ苦心ヲスルノデアル、ソレガ爲ニ競馬場内ニ暗影ヲ投ズルニ至リ、誠ニ遺憾デアル、今後競馬ガ正直ニ行ハル、ガ爲ニハ、拂戻金額ト賣得歩合金額ノ控除額トノ密接ナル關係ガ直チニ發賣ニ影響スルト云フ微妙ナル作用ニ付キマシテハ、十分認識ヲセラレ、且又取締監督等ニ當ツテモ農林當局ハ勿論、司法、内務ノ兩省ニ於カレマシテモ、綜合連絡アル取締ニ依ツテ、競馬場ニモ少く明朗ナル雰圍氣ヲ醸成スルヤウニシテ、青空ノ下ニ於テ外氣ニ接シテ貞ニ勇壯ナル「スポーツ」ヲ味ハフコトガ出來ル娛樂場タラシムルヤウニ導イテ貲ヒタイ、尙又競馬ヲ明朗化スルニハ、開催者ニ於テモ十分努力シナケレバナラナイノデ、即チ入場者ヲシテ樂ニ愉快ニ觀覽シ得ルヤウニ設備ノ改善ヲスルコトニ依ソテ、多數ノ人ノ集ル所ノ難音ヲ緩和シテ、自然ト秩序ガ保タレ、上品ナ「スポーツ」化シ得ルノデアツテ、所謂「ボーット」

アソノノ待遇ニハ最モ意ヲ用ヒナケレ  
バナラナイト云フ御意見等ヲ熱心ニ述  
ペラレマシテ、當局ノ之ニ對スル意図  
ヲ質サレタノデアリマス、之ニ對シテ  
農林、司法、内務ノ各省、政府委員ヨ  
リ、ソレノ質疑者ト感ヲ同ジウスル  
意味ノ御答ガアリマシタ、殊ニ司法省  
政府委員ヨリハ、法的根據ノナイ地方  
競馬類似ノ競馬ニ付テハ、十分取締ヲ  
シタイト云フ御答ヘガゴザイマシタ、  
最後ニ委員外ノ議員ヨリ特ニ發言ヲ求  
メテ質疑ヲセラレタ點ヲ御紹介ヲ致シ  
マス、全國ニ地方競馬ガ行ハレルヤウ  
ニナルト、其ノ賣得金ハ相當巨額ニ上  
ルト思フガ、其ノ收入ノ一部ヲ以テ乗  
馬方面ニモ獎勵シテ賞ヒタ、而シテ  
多額ノ收入ノ使途ニ付テハ、十分ナル  
監督ヲ要スルト考ヘルガ、政府ノ意図  
如何ト云フ問ニ對シマシテ、兎角樂害  
ガ起り易イカラシテ内務、司法兩省ト  
協議シテ相當ナル監督ヲ行ツテ行キタ  
イト云フ御答デゴザイマシタ、最後ニ  
他ノ委員外議員ヨリノ御質問ハ、現行  
競馬法ハ其ノ制定ノ動機ガ第一ニ軍事的  
目的ヲ主眼トスルモノデアツタ、大正  
十二年陸軍車備縮小ノ爲、軍馬方面ニ  
軍ノ多額ノ費用ヲ割クコトガ出來ナイ  
ノデ、馬券賣上ニ依ツテ其ノ利益ヲ馬  
ノ改良方面ニ賄フコトニシタト云フノ  
ガ其ノ根本理由デアル、此ノ軍事目的  
ヲ更ニ強化シタモノハ、昭和十一年競  
馬法ノ割期的ナ大改正、又之ニ依ル日  
本競馬會ノ設置デアツテ、獨占的機關  
ガ生レタノデアル、日本ハ「ボッダム」  
宣言ヲ受諾シ、降伏條件ニ調印シ、憲  
テ軍國的ナ競馬法ヲ存置シ、日本競馬  
會ト云フ獨占的機關ヲ存續セシメント

スルノデアルカト云フ質問ニ對シマシテ、答ハ日本競馬會ノ存在ハ全然軍事的關係ヲ持タナイト言ハナイガ、單純ナル軍事關係ノミヲ以テ成立シテ居ルノデハナイ、内地馬政計畫上馬ノ必要性ハ、戰時タルト平時タルト變リハナリ、今日終戰後日本ハ戰爭ヲ拋棄シ軍事關係ガナクナシテモ、馬ノ重要性ハ變リハナインデアル、日本國民生活上ニ於ケル耕地面積ト腕ミ合セテ、百五十萬頭ノ馬ヲ育成飼養シ、更ニ今日耕地ニ擴張ヲ要スルト云フコトニナルト、馬ノ必要性ハ益々加ツテ來ル、軍馬中心ニ獎勵ヲ受ケタ馬ハ、必ズシシテ産業馬トシテ適當ナルモノバカリデアリマシテ、漸次之ヲ適當ナル産業馬ニ改メテ行カケレバナラニイノデ、矢張リ其ノ基本的ナル所ノハ、種牡馬、種牝馬ニアリマシテ、ソレ等ノ能力ヲ能ク検定シテ馬匹ノ改良ヲ行フト云フコトニナルト、其ノ成ス種馬ノ生産ノ爲ニ、日本競馬會ガ重要ナル役割ヲ持ツコトニナルノデ、其ノ存置ヲ認メル必要ガアルノデアル、唯將來日本競馬會ノ機構ノ根本改正ニ付テハ、更ニ調査研究ヲ進メテ、近キ機會ニ提案シタイト云フ答ニテ、アリマス、以上ガ質問ノ要領ノデゴザイマシテ、斯クシテ質疑ヲ終リ討論ニ移リマシタ處、一委員カラシニテ賛成ノ意見ガ左ノ如ク述ベラタノデゴザイマス、即チ競馬法制定以來二十數年間競馬法ハ原原種ヲ捲ヘルコトニ努メ、日本ノ氣候風土ニ馴レタ「サラブレット」ト云フ原原種ヲ造り出シタノ云フコトハ、競馬法ノ功績ノ一つデアル、第二ニ競馬法制定以來昭和十八年迄府政ノ收入セル約三億ニ達スル金ヨリ一般馬事ノ振興ニ向ケラレタノデマ

ル、故ニ矢張リ此ノ地方競馬ガ出来レバ、同ジク馬事ノ振興ニ好成績ヲ得ガルモノト信ジテ、此ノ原案ニ賛成スルト述ベラレタノデアリマス、尙他ニモス、以上ヲ以テ委員會ノ經過ノ御報告ヲ終リマス

○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第一讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ本部ヲ問題ニ供シマス、本案全部委員ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ